四半期報告書

(第126期第2四半期)

株式会社群馬銀行

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監 査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込 んでおります。

] 次

	頁
【表紙】	Ĺ
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	3
1 【生産、受注及び販売の状況】	3
2 【事業等のリスク】	3
3 【経営上の重要な契約等】	3
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【設備の状況】2	1
第4 【提出会社の状況】2	2
1 【株式等の状況】2	2
2 【株価の推移】2	4
3 【役員の状況】2	4
第5 【経理の状況】2	5
1 【中間連結財務諸表】2	6
2 【その他】7	7
3 【中間財務諸表】7	8
4 【その他】9	9
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	0

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成22年11月25日

【四半期会計期間】 第126期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社 群馬銀行

【英訳名】 The Gunma Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役頭取 四 方 浩

【本店の所在の場所】 群馬県前橋市元総社町194番地

【電話番号】 前橋(027)252-1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員総合企画部長 角 田 尚 夫

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目3番21号

株式会社群馬銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)3271-1801(代表)

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 高 橋 温

【縦覧に供する場所】 株式会社群馬銀行 東京支店

(東京都中央区日本橋二丁目3番21号)

株式会社群馬銀行 大宮支店

(埼玉県さいたま市大宮区下町二丁目1番地1)

株式会社群馬銀行 宇都宮支店

(栃木県宇都宮市大通り二丁目2番1号)

株式会社群馬銀行 大阪支店

(大阪府大阪市中央区備後町四丁目1番3号)

株式会社 東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 宇都宮支店及び大阪支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜 のため四半期報告書を縦覧に供するものであります。

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成20年度 中間連結 会計期間	平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成20年度	平成21年度
		(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
連結経常収益	百万円	77, 105	71, 341	68, 956	148, 283	141, 758
うち連結信託報酬	百万円				0	0
連結経常利益	百万円	18, 768	14, 677	18, 396	15, 754	31, 194
連結中間純利益	百万円	10, 555	8, 616	9, 852	_	_
連結当期純利益	百万円	_	_	_	10, 989	18, 210
連結純資産額	百万円	346, 275	363, 406	386, 049	329, 605	375, 578
連結総資産額	百万円	6, 047, 740	6, 132, 943	6, 209, 845	5, 921, 900	6, 167, 831
1株当たり純資産額	円	689. 78	722. 84	766. 05	655. 28	746. 84
1株当たり中間純利益金額	円	21. 37	17. 45	19. 96	_	_
1株当たり当期純利益金額	円	_	_	_	22. 26	36. 89
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	_	_	_	_	_
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	_	_	_	_	
自己資本比率	%	5. 63	5.82	6.09	5. 46	5. 98
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	11. 51	12. 07	13. 24	11. 26	12. 40
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△43, 915	50, 574	22, 036	△134, 327	93, 682
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	60, 345	△58, 065	△5, 467	166, 008	△97, 959
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△2, 272	△6, 755	△5, 994	△5, 040	△8, 546
現金及び現金同等物の 中間期末 (期末) 残高	百万円	72, 722	70, 691	82, 500	84, 831	72, 026
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3, 396 [759]	3, 427 [1, 411]	3, 412 [1, 388]	3, 311 [765]	3, 359 [1, 249]
信託財産額	百万円	19	15	11	17	13

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
 - 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計-期末少数株主持分)を期末資産の部合計で除して算出しております。
 - 4 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国際統一基準を採用しております。
 - 5 平成20年度中間連結会計期間、平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式がないので記載しておりません。
 - 6 平成20年度及び平成21年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式がないので記載しておりません。
 - 7 平成20年度中間連結会計期間、平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従 業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
 - 8 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社のみであります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第124期中	第125期中	第126期中	第124期	第125期
決算年月		平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成21年3月	平成22年3月
経常収益	百万円	65, 153	60, 236	59, 069	125, 029	119, 967
うち信託報酬	百万円	_	_	_	0	0
経常利益	百万円	17, 157	13, 807	17, 183	13, 484	28, 682
中間純利益	百万円	10, 227	8, 534	10, 315	_	_
当期純利益	百万円	_	_	_	10, 389	17, 764
資本金	百万円	48, 652	48, 652	48, 652	48, 652	48, 652
発行済株式総数	千株	494, 888	494, 888	494, 888	494, 888	494, 888
純資産額	百万円	336, 362	352, 514	374, 010	319, 392	363, 992
総資産額	百万円	6, 029, 160	6, 111, 090	6, 186, 276	5, 901, 412	6, 145, 431
預金残高	百万円	5, 277, 096	5, 284, 500	5, 380, 108	5, 265, 652	5, 342, 469
貸出金残高	百万円	3, 780, 274	3, 978, 533	3, 997, 695	3, 863, 580	3, 947, 352
有価証券残高	百万円	1, 971, 239	1, 894, 412	1, 933, 411	1, 807, 940	1, 944, 439
1株当たり配当額	円	3. 50	3. 50	3. 50	7.00	7. 50
自己資本比率	%	5. 58	5. 77	6.05	5. 41	5. 92
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	11. 18	11. 70	12. 85	10. 92	12. 01
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3, 181 [648]	3, 217 [1, 221]	3, 248 [1, 276]	3, 101 [651]	3, 156 [1, 076]
信託財産額	百万円	19	15	11	17	13

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部合計で除して算出しております。
 - 3 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づ き算出しております。当行は、国際統一基準を採用しております。
 - 4 平成20年9月、平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。なお、その他の業務を行っていた群馬ビジネスサービス株式会社は、 当第2四半期連結会計期間に清算結了しております。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、連結子会社であった群馬ビジネスサービス株式会社は、清算結了により関係会社から除外しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	3, 412 [1, 388]

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員1,375人を含んでおりません。
 - 2 従業員数には、執行役員が8人含まれております。
 - 3 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成22年9月30日現在

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員1,263人を含んでおりません。
 - 2 従業員数には、執行役員が8人含まれております。
 - 3 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載 しておりません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の 有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ(当行及び 連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当上半期のわが国経済は、緩やかな回復基調を持続しましたが、後半そのペースはやや鈍化しました。個人消費は猛暑効果や政府の景気対策効果などで持ち直しを続けました。住宅投資や設備投資は低調に推移しました。輸出や生産は後半に増加ペースが鈍化しました。雇用情勢は厳しい状況が続きました。

県内経済では、個人消費は政策支援効果などから底堅い動きとなりましたが、住宅投資や設備投資は低調に推移しました。生産面をみますと、輸送用機械が海外需要を中心に好調を維持するなど、総じて堅調に推移しました。雇用情勢は緩やかな持ち直しの動きが見られたものの、厳しい状況が続きました。全体として、県内景気は緩やかに持ち直しましたが、一部減速の兆しも見られました。

金融面では、米国景気の減速が懸念され、海外の長期金利が低下基調となったこともあって国内の長期金利は低下しました。

当行は、こうした金融経済環境のなか平成22年4月よりスタートした「2010年 中期経営計画 クオリティバンクへの更なる挑戦〜新たな成長に向けた礎の構築〜 (Q-up80)」に掲げる、「一味違うサービスを提供し、お客さまに選んでいただける銀行」となることを目指し、諸施策を展開してまいりました。

具体的には、法人のお客さまには、引続き私募債の取扱いやシンジケートローンの組成などにより多様化する中小企業の資金ニーズにお応えするとともに、ビジネスマッチング、事業承継、401 k、デリバティブ取引及びM&A等の提案など「総合金融サービス機能の充実」に注力しました。平成22年9月には、日本銀行による成長基盤強化を支援するための資金供給制度を活用した「ぐんぎん成長基盤強化支援資金」を創設し、成長が見込まれる分野に事業展開するお客さま等に対して資金面での支援強化をいたしました。また、地域企業の皆さまの環境問題や省エネルギーに対する取組みへの支援の一環として、「環境・省エネセミナー」の開催による情報提供に努めました。さらに、中小企業における温室効果ガス排出削減の取組みを促進することを目的とした「国内クレジット制度」に参加し、排出削減量を国内クレジットとして取得することで、環境対策に積極的に取組む地元企業の支援にも取組んでまいりました。

個人のお客さまには、住宅ローン、投資信託及び個人年金保険の商品の充実を図るとともに、住宅ローン推進拠点の拡充、インターネットを利用した住宅ローンサービスの取扱対象地域の拡大及び店頭での資産運用相談の体制の強化など「相談機能の充実」に取組みました。また、相続関連業務(遺言信託・遺産整理業務)では「相続・遺言セミナー」を継続開催し、お客さまの相談ニーズに積極的にお応えしました。

なお、平成22年6月には長野県内ではじめての住宅ローン推進拠点として「上田住宅ローンセンター」を新設しました。

こうした取組みの結果、第2四半期連結会計期間及び(参考)第2四半期連結累計期間の業績は以下のとおりとなりました。

・第2四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)の業績について 当四半期末の総資産は、期中264億円増加し6兆2,098億円となり、前年同期末比769億円の増加となりました。

主要勘定につきましては、預金は、期中620億円減少し5兆3,756億円となり、前年同期末比958億円の増加となりました。なお、譲渡性預金は、期中107億円増加し1,489億円となり、前年同期末比591億円の増加となりました。

貸出金は、期中537億円増加し3兆9,635億円となり、前年同期末比216億円の増加となりました。 有価証券は、期中279億円増加し1兆9,487億円となり、前年同期末比407億円の増加となりました。

経常収益は、前年同期比19億49百万円減少し340億26百万円となりました。経常費用は、前年同期比50億65百万円減少し237億68百万円となりました。

これらの結果、経常利益は前年同期比31億15百万円増加し102億58百万円、当第2四半期連結純利益は前年同期比25億71百万円増加し66億17百万円となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

銀行業は、経常収益は292億63百万円、セグメント利益は101億31百万円となりました。 リース業は、経常収益は51億35百万円、セグメント利益は5億45百万円となりました。 その他は、経常収益は8億88百万円、セグメント利益は2億45百万円となりました。

(参考)

・第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)の業績について 当中間連結会計期間末の資産は、期中420億円増加し6兆2,098億円となり、負債は期中315億円増加 し5兆8,237億円となりました。また、純資産は期中104億円増加し3,860億円となりました。

主要勘定につきましては、預金は、個人預金や法人預金が増加したことから、公金預金などの減少を補い、期中380億円増加し5兆3,756億円となりました。なお、譲渡性預金は、公金預金が増加したことから、期中215億円増加し1,489億円となりました。

貸出金は、個人貸出の増加を主因に、期中519億円増加し3兆9,635億円となりました。

有価証券は、国債の購入や地方債の引受けなどにより債券残高が増加したものの、株価下落に伴う評価益の減少により株式残高が減少したことなどから、期中102億円減少し1兆9,487億円となりました。

経常収益は、資金運用収益が減少したことなどから、前年同期比23億85百万円減少し689億56百万円となりました。また、経常費用は預金利息等の資金調達費用が減少したことなどから、前年同期比61億4百万円減少し505億59百万円となりました。

これらの結果、経常利益は前年同期比37億18百万円増加し183億96百万円、中間純利益は前年同期比12億35百万円増加し98億52百万円となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

銀行業は、経常収益は591億46百万円、セグメント利益は172億15百万円となりました。 リース業は、経常収益は102億91百万円、セグメント利益は7億9百万円となりました。 その他は、経常収益は18億21百万円、セグメント利益は12億42百万円となりました。

①国内·海外別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は、前年同期比3億2百万円増加し220億52百万円となりました。また、役務取引等収支は、前年同期比9百万円減少し30億4百万円となりました。

なお、各収支合計は、国内が前年同期比15億88百万円増加し263億95百万円、海外が前年同期比62百万円減少し1億28百万円、国内及び海外の合計(相殺消去後)が前年同期比15億26百万円増加し265億23百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
性類	州川	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	21, 560	188	_	21, 749
貝並應用収入	当第2四半期連結会計期間	21, 924	128	_	22, 052
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	23, 667	239	△15	23, 891
プロ真並座用収益	当第2四半期連結会計期間	23, 300	182	△21	23, 461
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	2, 106	50	△15	2, 141
アワ貝亚帆座貝巾	当第2四半期連結会計期間	1, 376	54	△21	1, 409
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	3, 014	△0	_	3, 013
仅伤权力等权义	当第2四半期連結会計期間	3, 004	△0	_	3, 004
うち役務取引等	前第2四半期連結会計期間	4, 152	1	_	4, 153
収益	当第2四半期連結会計期間	4, 239	1	_	4, 240
うち役務取引等	前第2四半期連結会計期間	1, 137	1	_	1, 139
費用	当第2四半期連結会計期間	1, 234	1	_	1, 236
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	230	3	_	234
での他来伤収文	当第2四半期連結会計期間	1, 466	0	_	1, 467
うちその他業務	前第2四半期連結会計期間	5, 716	0	_	5, 717
収益	当第2四半期連結会計期間	5, 821	0	_	5, 822
うちその他業務	前第2四半期連結会計期間	5, 485	△2	_	5, 483
費用	当第2四半期連結会計期間	4, 355	_	_	4, 355

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。) であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

- 2 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結会計期間1百万円、当第2四半期連結会計期間0百万円)を控除して表示しております。
- 3 相殺消去額は、「国内」と「海外」との内部取引額を相殺消去した金額であります。

②国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益は、前年同期比87百万円増加し42億40百万円となりました。その内訳を種類別にみますと、主なものは預金・貸出業務12億45百万円、為替業務11億78百万円及び投資信託取扱業務5億70百万円であります。

役務取引等費用は、前年同期比96百万円増加し12億36百万円となりました。役務取引等費用の主なものは為替業務2億4百万円であります。

この結果、役務取引等収支は、前年同期比9百万円減少し30億4百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
性织	州別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	4, 152	1	_	4, 153
仅伤以引奇以鱼	当第2四半期連結会計期間	4, 239	1	_	4, 240
うち預金・貸出	前第2四半期連結会計期間	1, 294	_	_	1, 294
業務	当第2四半期連結会計期間	1, 245	_	_	1, 245
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	1, 224	0	_	1, 225
プラックで表効	当第2四半期連結会計期間	1, 177	0	_	1, 178
うち投資信託取扱	前第2四半期連結会計期間	605		_	605
業務	当第2四半期連結会計期間	570	_	_	570
うち保険代理店	前第2四半期連結会計期間	289	_	_	289
業務	当第2四半期連結会計期間	495	_	_	495
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	133	_	_	133
プの代理系统	当第2四半期連結会計期間	134	_	_	134
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	59	_	_	59
プロ血が肉座未物	当第2四半期連結会計期間	26	_	_	26
うち保護預り・	前第2四半期連結会計期間	32	_	_	32
貸金庫業務	当第2四半期連結会計期間	32	_	_	32
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	45	1	_	46
アの休皿未効	当第2四半期連結会計期間	36	1	_	37
うち信託関連業務	前第2四半期連結会計期間	2	_	_	2
プリロ北関連未務	当第2四半期連結会計期間	7	_	_	7
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	1, 137	1	_	1, 139
区物权川可复用	当第2四半期連結会計期間	1, 234	1	_	1, 236
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	202	△0	_	202
ノり何日末幼	当第2四半期連結会計期間	204	0	_	204

⁽注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

² 相殺消去額は、「国内」と「海外」との間の内部取引額を相殺消去した金額であります。

③国内・海外別預金残高の状況

○預金の種類別残高(末残)

往板	#801	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成21年9月30日	5, 274, 316	6, 229	△732	5, 279, 812
1.5.亚口印	平成22年9月30日	5, 361, 328	14, 642	△292	5, 375, 679
うち流動性預金	平成21年9月30日	2, 878, 021	106	_	2, 878, 127
プログル野川工頂並	平成22年9月30日	2, 969, 994	110	_	2, 970, 105
うち定期性預金	平成21年9月30日	2, 307, 575	6, 123	△732	2, 312, 965
プラル州住頂並	平成22年9月30日	2, 297, 307	14, 531	△292	2, 311, 546
うちその他	平成21年9月30日	88, 719	0	_	88, 719
プラモの個	平成22年9月30日	94, 026	0	_	94, 026
譲渡性預金	平成21年9月30日	89, 838	_	_	89, 838
决 假性原金	平成22年9月30日	148, 983	_	_	148, 983
₩ △ ⇒ I.	平成21年9月30日	5, 364, 154	6, 229	△732	5, 369, 651
総合計	平成22年9月30日	5, 510, 311	14, 642	△292	5, 524, 662

- (注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。
 - 2 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 - 3 定期性預金=定期預金+定期積金
 - 4 相殺消去額は、「国内」と「海外」との内部取引額を相殺消去した金額であります。

④国内・海外別貸出金残高の状況

○業種別貸出状況(残高·構成比)

坐 在山	平成21年9月	30日	平成22年9月30日		
業種別	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	3, 918, 245	100.00	3, 941, 034	100.00	
製造業	762, 473	19. 46	728, 109	18. 47	
農業、林業	5, 217	0. 13	5, 709	0.14	
漁業	2, 112	0.05	2, 275	0.06	
鉱業、採石業、砂利採取業	4, 057	0.10	3, 877	0.10	
建設業	178, 340	4. 55	168, 678	4. 28	
電気・ガス・熱供給・水道業	23, 137	0. 59	24, 345	0.62	
情報通信業	22, 902	0. 58	22, 763	0.58	
運輸業、郵便業	129, 083	3. 30	124, 167	3. 15	
卸売業、小売業	434, 650	11. 09	434, 882	11.03	
金融業、保険業	174, 269	4. 45	143, 525	3.64	
不動産業、物品賃貸業	314, 872	8.04	330, 907	8.40	
医療・福祉	157, 830	4. 03	166, 813	4. 23	
その他サービス	185, 956	4. 75	177, 192	4.50	
地方公共団体	235, 862	6.02	215, 443	5. 47	
その他	1, 287, 472	32. 86	1, 392, 335	35. 33	
海外及び特別国際金融取引勘定分	23, 619	100.00	22, 513	100.00	
政府等	_	_	_	_	
金融機関	_	_	_	_	
その他	23, 619	100.00	22, 513	100.00	
合計	3, 941, 864		3, 963, 548		

- (注) 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。
- ⑤「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は提出会社1社です。

信託財産の運用/受入状況(信託財産残高表)

資産					
前第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)		当第2四半期連 (平成22年	連結会計期間末 9月30日)		
	金額(百万円) 構成比(%)		金額(百万円)	構成比(%)	
現金預け金	15	100.00	11	100.00	
合計	15	100.00	11	100.00	

負債					
科目	前第2四半期連 (平成21年		当第2四半期連 (平成22年	連結会計期間末 9月30日)	
	金額(百万円) 構成比(%)		金額(百万円)	構成比(%)	
金銭信託	15	100.00	11	100.00	
合計	15	100.00	11	100.00	

- (注) 1 共同信託他社管理財産については、前第2四半期連結会計期間末及び当第2四半期連結会計期間末の取扱残高はありません。
 - 2 元本補てん契約のある信託については、前第2四半期連結会計期間末及び当第2四半期連結会計期間末の取 扱残高はありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	49, 703	51, 673	1, 969
経費(除く臨時処理分)	30, 213	30, 120	△93
人件費	15, 391	15, 675	283
物件費	13, 169	12, 820	△348
税金	1, 651	1,624	△27
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	19, 490	21, 553	2, 062
のれん償却額	_	_	_
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	19, 490	21, 553	2, 062
一般貸倒引当金繰入額	984	763	△220
業務純益	18, 506	20, 789	2, 283
うち債券関係損益	△643	741	1, 384
臨時損益	△4, 698	△3, 606	1, 091
株式関係損益	△345	△1,002	△657
不良債権処理損失	2, 695	2, 507	△188
貸出金償却	_	_	_
個別貸倒引当金純繰入額	2, 012	2, 132	120
偶発損失引当金繰入額	85	△7	△92
貸出債権売却損	530	140	△389
保証協会責任共有制度負担金	67	241	173
その他臨時損益	△1, 657	△96	1, 560
経常利益	13, 807	17, 183	3, 375
特別損益	△378	△173	205
うち固定資産処分損益	△133	△159	△26
税引前中間純利益	13, 428	17, 009	3, 580
法人税、住民税及び事業税	6, 581	6, 932	351
法人税等調整額	△1, 686	△238	1, 447
法人税等合計	4, 894	6, 694	1, 799
中間純利益	8, 534	10, 315	1, 781

- (注) 1 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役務取引等収支+その他業務収支
 - 2 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額
 - 3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時 損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
 - 4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
 - 5 債券関係損益=国債等債券売却益+国債等債券償還益-国債等債券売却損-国債等債券償還損-国債等債券 償却
 - 6 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B)-(A)
(1) 資金運用利回 ①	1. 67	1.63	△0.04
(イ)貸出金利回	1.84	1.76	△0.08
(口)有価証券利回	1. 37	1. 42	0.05
(2) 資金調達原価 ②	1. 20	1. 15	△0.05
(イ)預金等利回	0.14	0.09	△0.05
(口)外部負債利回	0. 17	0. 16	△0.01
(3) 総資金利鞘 ①-②	0. 47	0.48	0.01

⁽注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B)-(A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	11. 57	11.65	0.08
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	11. 57	11. 65	0.08
業務純益ベース	10. 98	11. 23	0. 25
中間純利益ベース	5. 06	5. 57	0. 51

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
預金(末残)	5, 284, 500	5, 380, 108	95, 607
預金(平残)	5, 276, 622	5, 361, 095	84, 473
貸出金(末残)	3, 978, 533	3, 997, 695	19, 161
貸出金(平残)	3, 896, 478	3, 936, 224	39, 745

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
個人	4, 013, 878	4, 079, 439	65, 560
法人	1, 081, 814	1, 087, 060	5, 246
合計	5, 095, 693	5, 166, 500	70, 806

⁽注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

^{2 「}外部負債」=コールマネー+売渡手形+借用金

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
消費者ローン残高	1, 280, 798	1, 388, 384	107, 586
住宅ローン残高	1, 221, 357	1, 332, 061	110, 704
その他ローン残高	59, 441	56, 323	△3, 118

(4) 中小企業等貸出金

			前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)-(A)
中小企業等貸出金残高	1	百万円	2, 862, 267	2, 985, 214	122, 947
総貸出金残高	2	百万円	3, 953, 725	3, 975, 720	21, 995
中小企業等貸出金比率	1/2	%	72. 39	75. 08	2. 69
中小企業等貸出先件数	3	件	172, 677	174, 546	1, 869
総貸出先件数	4	件	173, 356	175, 188	1, 832
中小企業等貸出先件数比率	3/4	%	99. 60	99. 63	0.03

- (注) 1 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。
 - 2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○支払承諾の残高内訳

種類	前中間会	会計期間	当中間会計期間		
性 規	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)	
手形引受	6	276	_	_	
信用状	101	866	77	620	
保証	3, 714	19, 183	3, 332	16, 778	
計	3, 821	20, 326	3, 409	17, 398	

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの額の算出においては、平成21年9月30日は標準的手法を、平成22年9月30日は基礎的内部格付手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

	福口		平成21年9月30日	平成22年9月30日
	項目		金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金		48, 652	48, 652
	うち非累積的永久優先株		_	_
	新株式申込証拠金		_	_
	資本剰余金		29, 140	29, 140
	利益剰余金		229, 614	246, 420
	自己株式(△)		727	787
	自己株式申込証拠金		_	_
	社外流出予定額(△)		1, 727	1, 727
	その他有価証券の評価差損(△)		_	_
	為替換算調整勘定		△750	△931
	新株予約権		_	_
	連結子法人等の少数株主持分		6, 551	7, 980
基本的項目	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		_	_
(Tier 1)	営業権相当額(△)		_	_
	のれん相当額(△)		_	_
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額		_	_
	(\triangle)			
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)			_
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		_	_
	(△)	_		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計		_	_
	(上記各項目の合計額)			
	繰延税金資産の控除金額(△)	_		_
	計	(A)	310, 752	328, 747
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資		_	_
	証券(注1)			

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日	
	***		金額(百万円)	金額(百万円)
	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45%		28, 209	32, 616
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		11, 487	10, 672
14-54	一般貸倒引当金		28, 309	1, 166
補完的項目	適格引当金が期待損失額を上回る額		_	1,730
(Tier 2)	負債性資本調達手段等		7,000	3,000
	うち永久劣後債務(注2)		_	_
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		7,000	3,000
	計		75, 006	49, 185
	うち自己資本への算入額	(B)	75, 006	49, 185
控除項目	控除項目(注4)	(C)	1, 182	1, 113
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	384, 576	376, 819
	資産(オン・バランス)項目		2, 941, 520	2, 593, 829
	オフ・バランス取引等項目		59, 796	68, 376
	信用リスク・アセットの額	(E)	3, 001, 317	2, 662, 206
リスク・	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%)	(F)	183, 330	182, 415
アセット等	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(G)	14, 666	14, 593
	信用リスク・アセット調整額	(H)	_	_
	オペレーショナル・リスク相当額調整額	(I)	_	_
	計((E)+(F)+(H)+(I))	(J)	3, 184, 647	2, 844, 621
連結自己資本	比率(国際統一基準)=D/J×100(%)	_	12.07	13. 24
(参考)Tier	1比率=A/J×100(%)		9. 75	11.55

- (注) 1 告示第 5 条第 2 項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 2 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること。
 - 3 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 - 4 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

	45 D		平成21年9月30日	平成22年9月30日
	項目		金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金		48, 652	48, 652
	うち非累積的永久優先株		_	_
	新株式申込証拠金		_	_
	資本準備金		29, 114	29, 114
	その他資本剰余金		_	_
	利益準備金		43, 548	43, 548
	その他利益剰余金		180, 980	197, 886
	その他		_	_
	自己株式(△)		727	787
	自己株式申込証拠金		_	_
	社外流出予定額(△)		1,727	1,727
	その他有価証券の評価差損(△)		_	_
基本的項目	新株予約権		_	_
基本的項目 (Tier 1)	営業権相当額(△)		_	_
(Her I)	のれん相当額(△)		_	_
	企業結合により計上される無形固定資産相当額			
	(\triangle)		_	_
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)		_	_
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額			805
	(\triangle)			803
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計			
	(上記各項目の合計額)			
	繰延税金資産の控除金額(△)		_	_
	計	(A)	299, 839	315, 880
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資			_
	証券(注1)			
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		_	_
	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から		28, 224	32, 633
	帳簿価額の合計額を控除した額の45%		20, 221	02, 000
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の		11, 487	10, 672
	差額の45%相当額			10, 0.2
補完的項目	一般貸倒引当金		25, 683	99
(Tier 2)	適格引当金が期待損失額を上回る額		_	_
	負債性資本調達手段等		7, 000	3,000
	うち永久劣後債務(注2)		_	_
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		7,000	3,000
	計		72, 396	46, 404
	うち自己資本への算入額	(B)	72, 396	46, 404
控除項目	控除項目(注4)	(C)	86	826
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	372, 148	361, 458

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日	
			金額(百万円)	金額(百万円)
	資産(オン・バランス)項目		2, 940, 453	2, 566, 711
	オフ・バランス取引等項目		59, 796	68, 376
	信用リスク・アセットの額	(E)	3, 000, 250	2, 635, 088
リスク・	オペレーショナル・リスク相当額に係る額	(F)	179, 080	177, 669
アセット等	((G)/8%)	(1')	179,000	177,009
) L) I 4	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(G)	14, 326	14, 213
	信用リスク・アセット調整額	(H)	_	_
	オペレーショナル・リスク相当額調整額	(I)	_	_
	計((E)+(F)+(H)+(I))	(J)	3, 179, 330	2, 812, 757
単体自己資本	比率(国際統一基準)=D/J×100(%)		11.70	12. 85
(参考)Tier	1比率=A/J×100(%)		9. 43	11. 23

- (注) 1 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を 有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 2 告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること。
 - 3 告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 - 4 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(中間貸借対照 表計上額)で区分されております。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の 事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に 従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成21年9月30日	平成22年9月30日	
1具性の心力	金額(億円)	金額(億円)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	389	339	
危険債権	443	399	
要管理債権	127	145	
正常債権	39, 365	39, 534	

- (注) 1 金額については、億円未満を四捨五入して表示しております。
 - 2 その他資産中の未収利息及び仮払金については、貸出関連の資産項目を集計しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

	前第2四半期連結会 計期間(百万円)(A)	当第2四半期連結会 計期間(百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
営業活動によるキャッシュ・フロー	△30, 162	△19, 416	10, 745
投資活動によるキャッシュ・フロー	17, 304	△29, 757	△47, 061
財務活動によるキャッシュ・フロー	△0	1	2
現金及び現金同等物に係る換算差額	△61	△117	△55
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△12, 920	△49, 289	△36, 369
現金及び現金同等物の期首残高	83, 611	131, 790	48, 178
現金及び現金同等物の四半期末残高	70, 691	82, 500	11, 808

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の減少や貸出金の増加などから期中194億16百万円のマイナス(前年同期は期中301億62百万円のマイナス)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が有価証券の売却や償還による収入を上回り、期中297億57百万円のマイナス(前年同期は期中173億4百万円のプラス)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、期中1百万円のプラス(前年同期は期中0百万円のマイナス)となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は、期中492億89百万円減少し825億円(前年同期は期中129億20百万円減少し706億91百万円)となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当行グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた問題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

なお、当第2四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりで あります。

(1) 新設、改修

銀行業セグメント

Ī		会社名	店舗名	所在地	区分	投資予定金額 資金調達 着手 着手 対策の 対策の			着手	完了予定	
		五江石	その他	7月11工110	四切	内容	総額	既支払額	方法	年月	年月
	当行		前橋北 支店	群馬県 前橋市	建替	店舗	414		自己資金	平成23年 3月	平成24年 3月

(2) 売却

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
 - ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1, 351, 500, 000
計	1, 351, 500, 000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年11月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	494, 888, 177	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 1,000株で あります。
∄ †	494, 888, 177	同左	_	_

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年9月30日	_	494, 888	_	48, 652, 239	_	29, 114, 921

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

		1 794 1	2 71 00 H 50 IT
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	24, 267	4. 90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	16, 175	3. 26
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	14, 231	2.87
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	12, 148	2. 45
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	11,056	2. 23
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	10, 657	2. 15
群馬銀行従業員持株会	群馬県前橋市元総社町194番地	10, 504	2. 12
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	8, 760	1.77
株式会社常陽銀行	茨城県水戸市南町二丁目5番5号	8, 437	1.70
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	8, 369	1.69
計		124, 606	25. 17

⁽注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 24,267千株 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 16,175千株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,342,000	_	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 490, 438, 000	490, 438	同上
単元未満株式	普通株式 3,108,177	_	同上
発行済株式総数	494, 888, 177	_	_
総株主の議決権	_	490, 438	_

⁽注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が8千株含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町 194番地	1, 342, 000	_	1, 342, 000	0. 27
計	_	1, 342, 000		1, 342, 000	0. 27

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	533	510	492	498	475	461
最低(円)	503	463	464	459	432	429

⁽注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動はありません。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が8個含まれております。

^{2 「}単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式648株が含まれております。

第5 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う 会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成し ております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11 年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正前の中間連結財務諸 表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9 月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵 省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の 分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しておりま す。

なお、前中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則 及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)は 改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)及び当中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

			(単位:百万円
	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
現金預け金	101, 792	124, 342	99, 558
コールローン及び買入手形	22, 610	27, 222	47, 34
買入金銭債権	10, 744	10, 613	10, 40
商品有価証券	2, 651	2, 079	2, 79
金銭の信託	3, 929	3, 909	3, 92
有価証券	%1, %7, %13 1, 908, 010	%1, %7, %13 1, 948, 739	%1, %7, %13 1, 958, 94
貸出金	%2, %3, %4, %5, %6, %8 3, 941, 864	%2, %3, %4, %5, %6, %8 3, 963, 548	%2, %3, %4, %5, %6 *8 3,911,64
外国為替	% 6 2, 953	[*] 6 2, 611	% 6 4, 24
リース債権及びリース投資資産	41, 204	38, 015	39, 89
その他資産	^{*7} 58, 208	※ 7 55, 633	※ 7 53, 04
有形固定資産	* 9, * 10 69, 798	% 9, % 10 65, 139	* 9, * 10, * 11 66, 36
無形固定資産	8, 984	8, 976	8, 85
繰延税金資産	3, 146	2, 910	3, 14
支払承諾見返	20, 326	17, 398	19, 97
貸倒引当金	△63, 282	△61, 297	△62, 31
資産の部合計	6, 132, 943	6, 209, 845	6, 167, 83
負債の部			
預金	% 7 5, 279, 812	※ 7 5, 375, 679	※ 7 5, 337, 65
譲渡性預金	89, 838	148, 983	127, 45
コールマネー及び売渡手形	106, 921	65, 102	5, 01
債券貸借取引受入担保金	*7 117, 631	% 7 121, 299	※ 7 179, 43
借用金	% 7, % 12 75, 208	% 7, % 12 13, 943	% 7, % 12 34, 98
外国為替	799	518	80
その他負債	% 7 49, 962	※ 7 49, 337	※ 7 56, 12
役員賞与引当金	25	32	6
退職給付引当金	1, 302	1, 955	1, 64
役員退職慰労引当金	2, 120	2, 131	2, 16
睡眠預金払戻損失引当金	1, 483	910	1, 44
ポイント引当金	64	106	8
偶発損失引当金	398	366	37
繰延税金負債	11,659	14, 780	13, 78
再評価に係る繰延税金負債	^{*9} 11, 981	* 9 11, 248	※ 9 11, 25
支払承諾	20, 326	17, 398	19, 97

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部			
資本金	48, 652	48, 652	48, 652
資本剰余金	29, 140	29, 140	29, 140
利益剰余金	229, 614	246, 420	238, 538
自己株式	△727	△787	△777
株主資本合計	306, 680	323, 425	315, 554
その他有価証券評価差額金	37, 393	43, 176	41, 489
繰延ヘッジ損益	$\triangle 0$	$\triangle 56$	$\triangle 56$
土地再評価差額金	^{*9} 13, 547	^{**9} 12, 467	※ 9 12, 473
為替換算調整勘定	△750	△931	△844
評価・換算差額等合計	50, 189	54, 656	53, 063
少数株主持分	6, 536	7, 967	6, 960
純資産の部合計	363, 406	386, 049	375, 578
負債及び純資産の部合計	6, 132, 943	6, 209, 845	6, 167, 831

			(単位:日ガ円)
	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
経常収益	71, 341	68, 956	141, 758
資金運用収益	48, 834	48, 071	96, 971
(うち貸出金利息)	35, 707	34, 581	71, 118
(うち有価証券利息配当金)	12, 723	13, 087	25, 067
信託報酬	_	-	(
役務取引等収益	8, 238	8, 320	16, 547
その他業務収益	11, 449	10, 933	22, 103
その他経常収益	2,820	1,630	6, 136
経常費用	56, 663	50, 559	110, 563
資金調達費用	4, 410	3, 057	8, 078
(うち預金利息)	3, 917	2, 615	7, 146
役務取引等費用	2, 260	2, 456	4, 603
その他業務費用	10, 565	8, 739	20, 00
営業経費	30, 354	30, 644	59, 50
その他経常費用	* 1 9, 072	% 1 5, 661	% 1 18, 37
経常利益	14, 677	18, 396	31, 19
特別利益	8	11	44
固定資産処分益	0	4	43
償却債権取立益	8	6	1
特別損失	382	185	1, 25
固定資産処分損	133	167	41
減損損失	<u>*2 249</u>	※ 2 17	% 2 84
税金等調整前中間純利益	14, 303	18, 222	30, 38
法人税、住民税及び事業税	7,020	7, 347	14, 43
法人税等調整額	△1,804	2	△3, 14
法人税等合計	5, 215	7, 349	11, 28
少数株主損益調整前中間純利益		10, 872	
少数株主利益	470	1,020	89
中間純利益	8, 616	9, 852	18, 210

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	48, 652	48, 652	48, 652
当中間期変動額			
当中間期変動額合計		_	_
当中間期末残高	48, 652	48, 652	48, 652
資本剰余金			
前期末残高	29, 140	29, 140	29, 140
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	_	_	_
当中間期末残高	29, 140	29, 140	29, 140
利益剰余金			
前期末残高	222, 614	238, 538	222, 614
当中間期変動額			
剰余金の配当	△1, 728	△1, 974	$\triangle 3,456$
中間純利益	8, 616	9, 852	18, 210
自己株式の処分	$\triangle 0$	$\triangle 2$	△15
土地再評価差額金の取崩	111	6	1, 185
当中間期変動額合計	7,000	7, 881	15, 924
当中間期末残高	229, 614	246, 420	238, 538
自己株式			
前期末残高	△711	△777	△711
当中間期変動額			
自己株式の取得	△19	△24	△140
自己株式の処分	3	14	75
当中間期変動額合計	△16	△10	△65
当中間期末残高	△727	△787	△777
株主資本合計			
前期末残高	299, 695	315, 554	299, 695
当中間期変動額			
剰余金の配当	△1, 728	△1, 974	$\triangle 3,456$
中間純利益	8, 616	9, 852	18, 210
自己株式の取得	△19	$\triangle 24$	△140
自己株式の処分	3	11	59
土地再評価差額金の取崩	111	6	1, 185
当中間期変動額合計	6, 984	7, 871	15, 858
当中間期末残高	306, 680	323, 425	315, 554

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	11, 048	41, 489	11, 048
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	26, 344	1,686	30, 441
当中間期変動額合計	26, 344	1,686	30, 441
当中間期末残高	37, 393	43, 176	41, 489
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	3	△56	3
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△4	$\triangle 0$	△59
当中間期変動額合計	△4	△0	△59
当中間期末残高	$\triangle 0$	△56	△56
土地再評価差額金			
前期末残高	13, 659	12, 473	13, 659
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△111	$\triangle 6$	△1, 185
当中間期変動額合計	△111	$\triangle 6$	△1, 185
当中間期末残高	13, 547	12, 467	12, 473
為替換算調整勘定			
前期末残高	△869	△844	△869
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	119	△87	25
当中間期変動額合計	119	△87	25
当中間期末残高	△750	△931	△844
評価・換算差額等合計			
前期末残高	23, 841	53, 063	23, 841
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	26, 348	1, 592	29, 221
当中間期変動額合計	26, 348	1, 592	29, 221
当中間期末残高	50, 189	54, 656	53, 063
少数株主持分			
前期末残高	6, 067	6, 960	6, 067
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	468	1, 007	892
当中間期変動額合計	468	1, 007	892
当中間期末残高	6, 536	7, 967	6, 960

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
純資産合計			
前期末残高	329, 605	375, 578	329, 605
当中間期変動額			
剰余金の配当	△1,728	△1, 974	△3, 456
中間純利益	8, 616	9, 852	18, 210
自己株式の取得	△19	△24	△140
自己株式の処分	3	11	59
土地再評価差額金の取崩	111	6	1, 185
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	26, 816	2, 599	30, 114
当中間期変動額合計	33, 801	10, 471	45, 973
当中間期末残高	363, 406	386, 049	375, 578

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	14, 303	18, 222	30, 388
減価償却費	3, 656	3, 441	7, 554
減損損失	249	17	842
持分法による投資損益(△は益)	△14	△28	△15
貸倒引当金の増減(△)	696	△1,016	△271
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△34	△33	6
退職給付引当金の増減額(△は減少)	197	311	538
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	121	△35	167
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	$\triangle 24$	△531	$\triangle 65$
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	64	25	80
偶発損失引当金の増減(△)	85	△7	60
資金運用収益	△48, 834	△48, 071	△96, 971
資金調達費用	4, 410	3, 057	8, 078
有価証券関係損益(△)	989	261	1, 855
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△13	15	$\triangle 29$
為替差損益(△は益)	△166	△214	△248
固定資産処分損益(△は益)	133	162	△19
商品有価証券の純増(△)減	849	717	704
貸出金の純増(△)減	△116, 254	△51, 900	△86, 037
預金の純増減(△)	19, 566	38, 021	77, 411
譲渡性預金の純増減 (△)	19, 295	21, 528	56, 912
借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	13, 786	$\triangle 17,042$	△26, 436
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△27, 292	△14, 310	△23, 723
コールローン等の純増(△)減	△3, 270	20, 414	△27, 845
コールマネー等の純増減 (△)	95, 605	60, 088	△6, 301
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	17, 430	△58, 136	79, 234
外国為替(資産)の純増(△)減	727	1,638	△569
外国為替(負債)の純増減(△)	194	△284	198
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	1, 508	1,880	2, 817
資金運用による収入	48, 437	48, 138	96, 317
資金調達による支出	△4, 558	△3, 429	△9, 088
その他	5, 637	12, 766	5, 872
小計	47, 484	35, 670	91, 417
法人税等の支払額	3, 090	△13, 633	2, 264
営業活動によるキャッシュ・フロー	50, 574	22, 036	93, 682

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△209, 834	△181, 952	△443, 608
有価証券の売却による収入	33, 698	13, 245	84, 089
有価証券の償還による収入	121, 392	165, 706	265, 380
有形固定資産の取得による支出	△2, 003	△953	△3, 280
無形固定資産の取得による支出	△1, 318	△1, 564	△2, 621
有形固定資産の売却による収入	0	48	2, 082
無形固定資産の売却による収入	_	2	_
投資活動によるキャッシュ・フロー	△58, 065	△5, 467	△97, 959
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入金の返済による支出	△5,000	△4, 000	△5, 000
配当金の支払額	△1,726	△1,968	△3, 452
少数株主への配当金の支払額	△13	△13	△13
自己株式の取得による支出	△19	$\triangle 24$	△140
自己株式の売却による収入	3	11	59
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6, 755	△5, 994	△8, 546
現金及び現金同等物に係る換算差額	107	△100	18
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△14, 139	10, 474	△12,804
現金及び現金同等物の期首残高	84, 831	72, 026	84, 831
現金及び現金同等物の中間期末残高	% 1 70, 691	% 1 82, 500	※ 1 72,026

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
		(自 平成22年4月1日	前座福云訂千及 (自 平成21年4月1日
	至 平成21年9月30日)	至 平成22年9月30日)	至 平成22年3月31日)
	(1) 連結子会社 6 社	(1) 連結子会社 4 社	(1) 連結子会社 6 社
る事項	主要な会社名	主要な会社名	主要な会社名
	ぐんぎんリース株式	ぐんぎんリース株式	ぐんぎんリース株式
	会社	会社	会社
	群馬財務(香港)有限	群馬財務(香港)有限	群馬財務(香港)有限
	公司	公司	公司
	(GUNMA FINANCE	(GUNMA FINANCE	(GUNMA FINANCE
	(HONG KONG)	(HONG KONG)	(HONG KONG)
	LIMITED)	LIMITED)	LIMITED)
	なお、前連結会計年	なお、前連結会計年	なお、前連結会計年
	度において連結子会社	度において連結子会社	度において連結子会社
	であったぐんぎんキャ	であった群馬ビジネス	であったぐんぎんキャ
	リエール株式会社は当	サービス株式会社及び	リエール株式会社は当
	中間連結会計期間に清	ぐんぎん総合メンテナ	連結会計年度に清算し
	算しております。	ンス株式会社は清算結	たため、連結の範囲か
		了により子会社に該当	ら除外しております。
		しないことになったこ	(会計方針の変更)
		とから、当中間連結会	当連結会計年度から
		計期間より連結の範囲	「連結財務諸表におけ
		から除外しておりま	る子会社及び関連会社
		す。	の範囲の決定に関する
			適用指針」(企業会計
			基準適用指針第22号平
			成20年5月13日公表
			分)を適用しておりま
			す。なお、これによる
			影響はありません。
	(2) 非連結子会社	(2) 非連結子会社	(2) 非連結子会社
	主要な会社名	同左	主要な会社名
	株式会社群銀カード		株式会社群銀カード
	ぐんぎんジェーシー		ぐんぎんジェーシー
	ビー株式会社		ビー株式会社
	非連結子会社は、そ		非連結子会社は、そ
	の資産、経常収益、中		の資産、経常収益、当
	間純損益(持分に見合		期純損益(持分に見合
	う額)、利益剰余金(持		う額)、利益剰余金
	分に見合う額)及び繰		(持分に見合う額)及
	延ヘッジ損益(持分に		び繰延ヘッジ損益(持
	見合う額)等からみ		分に見合う額)等から
	て、連結の範囲から除		みて、連結の範囲から
	いても企業集団の財政		除いても企業集団の財
	状態及び経営成績に関		政状態及び経営成績に関するの理論など
	する合理的な判断を妨びない知底に重要性が		関する合理的な判断を
	げない程度に重要性が		妨げない程度に重要性
	乏しいため、連結の範 囲から除めしておりま		が乏しいため、連結の
	囲から除外しておりま		範囲から除外しており
	す。		ます。

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日	(自 平成21年4月1日
	至 平成21年9月30日)	至 平成22年9月30日)	至 平成22年3月31日)
2 持分法の適用に関	(1) 持分法適用の非連結子	(1) 持分法適用の非連結子	(1) 持分法適用の非連結子
する事項	会社 4社	会社 4社	会社 4社
	主要な会社名	同左	同左
	株式会社群銀カード	, . —	, , —
	ぐんぎんジェーシー		
	ビー株式会社		
	(2) 持分法適用の関連会社	(2) 持分法適用の関連会社	(2) 持分法適用の関連会社
	該当ありません。	同左	同左
	(3) 持分法非適用の非連結	(3) 持分法非適用の非連結	(3) 持分法非適用の非連結
	子会社 2社	子会社 2社	子会社 2社
	群馬キャピタル1号		群馬キャピタル1号
	投資事業有限責任組	同左	投資事業有限責任組
	(文員		20 日本
	群馬キャピタル2号		群馬キャピタル2号
	投資事業有限責任組		投資事業有限責任組
	合		合
	持分法非適用の非連結		持分法非適用の非連結
	子会社は、中間純損益		子会社は、当期純損益
	(持分に見合う額)、利		(持分に見合う額)、利
	益剰余金(持分に見合う		益剰余金(持分に見合う
	額)及び繰延ヘッジ損益		額)及び繰延ヘッジ損益
	(持分に見合う額)等か		(持分に見合う額)等か
	らみて、持分法の対象か		らみて、持分法の対象か
	ら除いても中間連結財務		ら除いても連結財務諸表
	諸表に重要な影響を与え		に重要な影響を与えない
	ないため、持分法の対象		ため、持分法の対象から
	から除いております。		除いております。
	(4) 持分法非適用の関連会	(4) 持分法非適用の関連会	(4) 持分法非適用の関連会
	社 社	社	社
	該当ありません。	同左	同左
3 連結子会社の(中	(1) 連結子会社の中間決算	(1) 連結子会社の中間決算	(1) 連結子会社の決算日は
間)決算日等に関す	日は次のとおりでありま	日は次のとおりでありま	次のとおりであります。
る事項	す。	す。	12月末日 1社
	6月末日 1社	6月末日 1社	3月末日 5社
	9月末日 5社	9月末日 3社	(a) Na(b) = A (b)
	(2) 連結子会社について	(2) 同左	(2) 連結子会社について
	は、それぞれの中間決算		は、それぞれの決算目の
	日の財務諸表により連結		財務諸表により連結して
	しております。 中間連結決算日と上記		おります。 連結決算日と上記の決
	中間連結次算りと上記 の中間決算日等との間に		理稲伏昇日と上記の伏 算日等との間に生じた重
	生じた重要な取引につい		要な取引については必要
	ては必要な調整を行って		な調整を行っておりま
	おります。		す。
	1 , , , , , ,		/ 0

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日	(自 平成21年4月1日
	至 平成21年9月30日)	至 平成22年9月30日)	至 平成22年3月31日)
4 会計処理基準に関	(1) 商品有価証券の評価基	(1) 商品有価証券の評価基	(1) 商品有価証券の評価基
する事項	準及び評価方法	準及び評価方法	準及び評価方法
	商品有価証券の評価	同左	同左
	は、時価法(売却原価は		
	主として移動平均法によ		
	り算定)により行ってお		
	ります。		
	(2) 有価証券の評価基準及	(2) 有価証券の評価基準及	(2) 有価証券の評価基準及
	び評価方法	び評価方法	び評価方法
	(イ)有価証券の評価は、	(イ)有価証券の評価は、	(イ)有価証券の評価は、
	満期保有目的の債券に	満期保有目的の債券に	満期保有目的の債券に
	ついては移動平均法に	ついては移動平均法に	ついては移動平均法に
	よる償却原価法(定額	よる償却原価法(定額	よる償却原価法(定額
	法)、その他有価証券	法)、その他有価証券	法)、その他有価証券
	のうち時価のあるもの	のうち時価のあるもの	のうち時価のあるもの
	については、中間連結	については、中間連結	については、連結決算
	決算日の市場価格等に	決算日の市場価格等に	日の市場価格等に基づ
	基づく時価法(売却原	基づく時価法(売却原	く時価法(売却原価は
	価は主として移動平均	価は主として移動平均	主として移動平均法に
	法により算定)、時価	法により算定)、時価	より算定)、時価を把
	のないものについて	を把握することが極め	握することが極めて困
	は、移動平均法による	て困難と認められるも	難と認められるものに
	原価法又は償却原価法	のについては、移動平	ついては移動平均法に
	により行っておりま	均法による原価法によ	よる原価法により行っ
	す。	り行っております。	ております。
	なお、その他有価証	なお、その他有価証	なお、その他有価証
	券の評価差額について	券の評価差額について	券の評価差額について
	は、原則として全部純	は、全部純資産直入法	は、全部純資産直入法
	資産直入法により処理	により処理しておりま	により処理しておりま
	しております。	す。	す。
	(ロ)有価証券運用を主目	(口) 同左	(口) 同左
	的とする単独運用の金		
	銭の信託において信託		
	財産として運用されて		
	いる有価証券の評価		
	は、時価法により行っ		
	ております。	(a) will be be a	
	(3) デリバティブ取引の評	(3) デリバティブ取引の評	(3) デリバティブ取引の評
	価基準及び評価方法	価基準及び評価方法	価基準及び評価方法
	デリバティブ取引の評	同左	同左
	価は、時価法により行っ		
	ております。		

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年9月30日)	至 平成22年9月30日)	至 平成22年3月31日)
(4) 減価償却の方法	(4) 減価償却の方法	(4) 減価償却の方法
①有形固定資産(リース	①有形固定資産(リース	①有形固定資産(リース
資産を除く)	資産を除く)	資産を除く)
当行の有形固定資産	同左	当行の有形固定資産
は、定率法を採用し、年		は、定率法を採用してお
間減価償却費見積額を期		ります。
間により按分し計上して		また、主な耐用年数は
おります。		次のとおりであります。
また、主な耐用年数は		建 物:6年~50年
次のとおりであります。		その他:3年~20年
建 物:6年~50年		連結子会社の有形固定
その他:3年~20年		資産については、資産の
連結子会社の有形固定		見積耐用年数に基づき、
資産については、資産の		主として定額法により償
見積耐用年数に基づき、		却しております。
主として定額法により償		,
却しております。		
②無形固定資産(リース	②無形固定資産(リース	②無形固定資産(リース
資産を除く)	資産を除く)	資産を除く)
無形固定資産は、定額	同左	同左
法により償却しておりま		
す。なお、自社利用のソ		
フトウェアについては、		
当行及び連結子会社で定		
める利用可能期間(主と		
して5年)に基づいて償		
却しております。		
③リース資産	③リース資産	③リース資産
所有権移転外ファイナ	同左	同左
ンス・リース取引に係る		
「有形固定資産」中のリ		
ース資産は、リース期間		
を耐用年数とした定額法		
によっております。な		
お、残存価額について		
は、リース契約上に残価		
保証の取決めがあるもの		
は当該残価保証額とし、		
それ以外のものは零とし		
ております。		

前	中間連結会計期間
(自	平成21年4月1日
至	平成21年9月30日

(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計上しております。

破産、特別清算等法的 に経営破綻の事実が発生 している債務者に係る債 権及びそれと同等の状況 にある債務者に係る債権 については、債権額から 担保の処分可能見込額及 び保証による回収可能見 込額を控除し、その残額 を計上しております。ま た、現在は経営破綻の状 況にないが、今後経営破 綻に陥る可能性が大きい と認められる債務者に係 る債権については、債権 額から担保の処分可能見 込額及び保証による回収 可能見込額を控除し、そ の残額のうち、債務者の 支払能力等を総合的に判 断し必要と認める額を計 上しております。

貸出条件緩和債権等を 有する債務者で与信額が 一定額以上の大口債務者 のうち、債権の元本の回 収及び利息の受取りに係 るキャッシュ・フローを 合理的に見積もることが できる債権については、 当該キャッシュ・フロー を貸出条件緩和実施前の 約定利子率で割引いた金 額と債権の帳簿価額との 差額を貸倒引当金とする 方法(キャッシュ・フロ 一見積法(「DCF 法」))により引き当て ております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産 の自己査定基準に基づ き、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部署 から独立した資産監査部 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計しております

り計上しております。 破産、特別清算等法的 に経営破綻の事実が発生 している債務者(以下 「破綻先」という。)に 係る債権及びそれと同等 の状況にある債務者(以 下「実質破綻先」とい う。) に係る債権につい ては、債権額から担保の 処分可能見込額及び保証 による回収可能見込額を 控除し、その残額を計上 しております。また、現 在は経営破綻の状況にな いが、今後経営破綻に陥 る可能性が大きいと認め られる債務者(以下「破 綻懸念先」という。) に 係る債権については、債 権額から担保の処分可能 見込額及び保証による回 収可能見込額を控除し、 その残額のうち、債務者 の支払能力等を総合的に 判断し必要と認める額を 計上しております。

貸出条件緩和債権等を 有する債務者で与信額が 一定額以上の大口債務者 のうち、債権の元本の回 収及び利息の受取りに係 るキャッシュ・フローを 合理的に見積もることが できる債権については、 当該キャッシュ・フロー を貸出条件緩和実施前の 約定利子率で割引いた金 額と債権の帳簿価額との 差額を貸倒引当金とする 方法(キャッシュ・フロ ー 見 積 法 (「D C F 法」))により引き当て ております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産

- 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
- (5) 貸倒引当金の計上基準 同左

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年9月30日)	至 平成22年9月30日)	至 平成22年3月31日)
署が査定結果を監査して	の自己査定基準に基づ	<u> </u>
おり、その査定結果に基	き、営業関連部署が資産	
づいて上記の引当を行っ	企、音楽例壁師看が質性 査定を実施し、当該部署	
ております。	から独立した資産監査部	
連結子会社の貸倒引当	署が査定結果を監査して	
金は、一般債権について	おり、その査定結果に基	
は過去の貸倒実績率等を	づいて上記の引当を行っ	
勘案して必要と認めた額	ております。	
を、貸倒懸念債権等特定	連結子会社の貸倒引当	
の債権については、個別	金は、一般債権について	
に回収可能性を勘案し、	は過去の貸倒実績率等を	
回収不能見込額をそれぞ	勘案して必要と認めた額	
れ引き当てております。	を、貸倒懸念債権等特定	
	の債権については、個別	
	に回収可能性を勘案し、	
	回収不能見込額をそれぞ	
	れ引き当てております。	
(6) 役員賞与引当金の計上	(6) 役員賞与引当金の計上	(6) 役員賞与引当金の計上
基準	基準	基準
役員賞与引当金は、役	同左	役員賞与引当金は、役
員への賞与の支払いに備		員への賞与の支払いに備
えるため、役員に対する		えるため、役員に対する
賞与の支給見込額のう		賞与の支給見込額のう
ち、当中間連結会計期間		ち、当連結会計年度に帰
に帰属する額を計上して		属する額を計上しており
おります。		ます。
	(点) 7月間かん/ [コロルム のき] [
(7) 退職給付引当金の計上	(7) 退職給付引当金の計上	(7) 退職給付引当金の計上
基準	基準	基準
退職給付引当金は、従	同左	退職給付引当金は、従
業員の退職給付に備える		業員の退職給付に備える
ため、当連結会計年度末		ため、当連結会計年度末
における退職給付債務及		における退職給付債務及
び年金資産の見込額に基		び年金資産の見込額に基
づき、当中間連結会計期		づき、必要額を計上して
間末において発生してい		おります。また、過去勤
ると認められる額を計上		務債務及び数理計算上の
しております。また、過		
去勤務債務及び数理計算		下のとおりであります。
上の差異の費用処理方法		過去勤務債務:
は以下のとおりでありま		その発生時の従業員
す。		の平均残存勤務期間
過去勤務債務:		内の一定の年数(主
その発生時の従業員		として10年)による
の平均残存勤務期間		定額法により損益処
内の一定の年数(主		理
として10年)による		
定額法により損益処		各連結会計年度の発
理		生時の従業員の平均
 <u>~</u>		上叫《风禾兵》。

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年9月30日)	至 平成22年9月30日)	至 平成22年3月31日)
数理計算上の差異:	<u> </u>	残存勤務期間内の一
各連結会計年度の発		定の年数(主として
生時の従業員の平均		10年)による定額法
残存勤務期間内の一		により按分した額
定の年数(主として		を、それぞれ発生の
10年) による定額法		翌連結会計年度から
により按分した額		損益処理
を、それぞれ発生の		(会計方針の変更)
翌連結会計年度から		当連結会計年度末から
損益処理		「『退職給付に係る会計
		基準』の一部改正(その
		3)」(企業会計基準第
		19号平成20年7月31日)
		を適用しております。
		これにより、従来の方
		法に比べ、未認識数理計
		第上の差異は819百万円
		東上の左乗は819日万円 減少しておりますが、未
		認識数理計算上の差異は
		発生の翌連結会計年度か
		ら費用処理することとし
		ているため、当連結会計
		年度の連結財務諸表に与
		える影響はありません。
(8) 役員退職慰労引当金の	(8) 役員退職慰労引当金の	(8) 役員退職慰労引当金の
計上基準	計上基準	計上基準
役員退職慰労引当金	同左	役員退職慰労引当金
は、役員への退職慰労金		は、役員への退職慰労金
の支払いに備えるため、		の支払いに備えるため、
役員に対する退職慰労金		役員に対する退職慰労金
の支給見積額のうち、当		の支給見積額のうち、当
中間連結会計期間末まで		連結会計年度末までに発
に発生していると認めら		生していると認められる
れる額(内規に基づく中		額(内規に基づく期末支
間連結会計期間末支給見		総見込額)を計上してお
		和兄込領/を訂上してわ ります。
込額)を計上しておりま ま		ソムソ。
す。	(이) 딱면졌산차 플랜푸기까	(0) 哔曲盆7 4 三相中 3 1 7 7
(9) 睡眠預金払戻損失引当	(9) 睡眠預金払戻損失引当	(9) 睡眠預金払戻損失引当
金の計上基準	金の計上基準	金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当	同左	同左
金は、負債計上を中止し		
た預金について、預金者		
からの払戻請求に備える		
ため、将来の払戻請求に		
応じて発生する損失を見		
積り必要と認める額を計		
上しております。		
(10)ポイント引当金の計上	(10)ポイント引当金の計上	(10)ポイント引当金の計上
基準	基準	基準
ポイント引当金は、ク	ポイント引当金は、ク	ポイント引当金は、ク
レジットカード会員に付	レジットカード会員に付	レジットカード会員に付
与したポイントが将来使	与したポイントが将来使	与したポイントが将来使
用された場合の負担に備	用された場合の負担に備	用された場合の負担に備
/10 C 1 C 1 C 1 C 1 C 1 C 1 C 1 C 1 C 1 C	/10 0 10 0 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 1	/10 0 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日	(自 平成21年4月1日
	至 平成21年9月30日)	至 平成22年9月30日)	至 平成22年3月31日)
<u> </u>	え、将来使用される見込	え、将来使用される見込	え、将来使用される見込
	額を合理的に見積り、必	額を合理的に見積り、必	額を合理的に見積り、必
	要と認められる額を計上	要と認められる額を計上	要と認められる額を計上
	しております。	しております。	しております。
		してわりまり。	
	(追加情報)		(追加情報)
	従来、クレジットカー		従来、クレジットカー
	ド会員に付与したポイン		ド会員に付与したポイン
	トの使用に伴う費用は、		トの使用に伴う費用は、
	支出時に費用処理してお		支出時に費用処理してお
	りましたが、ポイント付		りましたが、ポイント付
	与残高の重要性が増加し		与残高の重要性が増加し
	たことに伴い、当中間連		たことに伴い、当連結会
	結会計期間からクレジッ		計年度からクレジットカ
	トカード会員に付与した		ード会員に付与したポイ
	ポイントが将来使用され		ントが将来使用された場
	た場合の負担に備え、将		合の負担に備え、将来使
	来使用される見込額を合		用される見込額を合理的
	理的に見積り、必要と認		に見積り、必要と認めら
	められる額をポイント引		れる額をポイント引当金
	当金として計上しており		として計上しておりま
	ます。		す。
	これにより、従来の方		これにより、従来の方
	法に比べ、営業経費が64		法に比べ、営業経費が80
	百万円増加し、経常利益		百万円増加し、経常利益
	及び税金等調整前中間純		及び税金等調整前当期純
	利益は同額減少しており		利益は同額減少しており
	ます。		ます。
	なお、セグメント情報		なお、セグメント情報
	に与える影響は当該箇所		に与える影響は当該箇所
	に記載しております。		に記載しております。
	(11)偶発損失引当金の計上	(11)偶発損失引当金の計上	
	(11) (11)	(II) 偶発損失別当金の計上 基準	(11)偶発損失引当金の計上 基準
	偶発損失引当金は、信	同左	同左
	用保証協会に対する責任	1. 4	1. 4.22
	共有制度負担金の支払い		
	に備えるため、過去の実		
	に備えるため、過去の美 績に基づき、将来の支払		
	見込額を計上しております。 す。		
		 (12)外貨建資産・負債の換	
	算基準	第基準	算基準
	対金中 当行の外貨建資産・負		対本半 当行の外貨建資産・負
	(国内の)の (国際) (国際) (国際) (国際) (国際) (国際) (国際) (国際)	川 工	(国内の外員建資産・負債及び海外支店勘定は、
	主として中間連結決算日の世帯による日本第		主として連結決算日の為
	の為替相場による円換算		替相場による円換算額を
	額を付しております。		付しております。
	連結子会社の外貨建資		連結子会社の外貨建資
	産・負債については、そ		産・負債については、そ
	れぞれの中間決算日等の		れぞれの決算日等の為替
	為替相場により換算して		相場により換算しており
	おります。		ます。
	-		

前中間連結会計期間 (白 平校21年9月30日) (13) リース取引の処理方法 (借手側) (出す他) 2年 (
(協手側) コース取引の処理方法 (協手側) 当行及で同内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の資金情能引に準じた会計処理によっております。 (接手側) リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引については、「リース取引に同する会計基準の適用指針が60年平成19年3月30日) 第81項に基づき、「リース取引に同する会計基準の適用指針が60年平成19年3月30日) 第81項に基づき、「リース取引に同する会計基準の適用指針が60年平成19年3月30日) 第81項に基づき、「リース取引に同する会計基準の適用指針が60年平成19年3月30日) 第81項に基づき、「リース取引に同する会計基準の適用指針が60年平成19年3月30日) 第81項に基づき、「リース取引に同する会計基準の適用指針が60年平成19年3月30日) 第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準の適用指針が60年平成19年3月30日) 第91項に基づき、「リース取引に関する会計基準の適用指針第60年平成19年3月30日) 第1項に基づき、「リース取引に関する会計基準の適用指針第60年で成りを表計基準第13号平成19年3月30日) 第1項に基づき、「リース取引に関する会計基準の適用指針第60年で成りを表計基準第13号平成19年3月30日) 第1項に基づき、「リース取引に関する会計基準に表する計量での範疇は会計を表すを表すといては、会計基準値に必可能感が会計を表すといては、会計基準値にの形をが表すといては、会計基準値にの形をが表すといては、会計基準適用の形を対さます。また、「当該リース投資資産の価値をでの解析における利息を対するといては、会計基準適用の各別が表すと表すといては、会計基準適用の各別が表す。また、「当該リース投資資産については、会計基準適用をの存を期間における利息を表すと表すといては、会計基準適用をの存を対しております。また、「当該リース投資資産については、会計基準適用をの存を期間における利息を表すといては、会計を通信に対する対すまで、表計を通信を表すといては、は、10番目が表すると、これに適用指針第80の項を通信に対するとして、当に対する対すを表すと、これに対すると、表に対すると、表に対する対すを表すといては、は、10番目が表もと、表に対すると、表に			
(信手側) 当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引側始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に連じた会計処理によっております。 (貸手側) リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する時のでかりでは、通常の賃貸借取引に連じた会計処理によっております。 (貸手側) リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準通用指針に関する会計基準の通用指針)(企業会計基準通用指針第10日第3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準の通用指針第10日第3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第1項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第1項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第1項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第1項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第1項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第1項に基づき、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)第1項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第1項中度の前連結会計を確循型(減価値切型計算が終した。計差項(企業会計基準第13号平成19年3月30日)第1項中度の前連結会計年度に対ける個値位で第2回の適正な帳額価額(減価値切型計算を取り上でおります。また、当該リース投資資金については、会計基準適用後の残存期間が、企業第1項を開発を関いては、会計基準適用後の残存期間が、企業前間をの現金等調整が中間を取り上では、会計基準適用後の残存期間に対ける利息相当額の発助への配分方法は、定額法によっております。なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整が中間範含と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整が中間利益とは、212百万円多く計上			
(信手側) 当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引開始日が平成20年4月1日前に開開始する連結会計平度に属するものについては、通常の賃貸権取引に準じた会計処理によっております。 (貸手側) リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するが高端合き計年度に属するが高端合き計年度に属するが高端合き計年度に属するが高端合き計年度に属するが高端合きが表現引に関する連計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第3項に基づき、「リース取引に関する会計基準の適量及等が表達計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第3項に基づき、「リース取引に関する会計基準の連用指針第16号平成19年3月30日)第3項に基づき、「リース取引に関する会計基準の連直指針(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第3項に基づき、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第3項に基づき、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)前用初年度の前連結会計を連接に基づき、「リース取引に関する会計基準違いを業会計基準適用が平成19年3月30日)第3項に基づき、「リース取引に関する会計基準違いの企業会計基準適用が平成19年3月30日)前用初年度の前連結会計を表計を適用が平成19年3月30日)前用初年度の前連結会計を表計を適用が平成19年3月30日)前間が19年3月30日)前間が19年3月30日)第4日2日に対して記まは、第13号平成19年3月30日)前間が19年3月30日)前間が19年3月30日)前間が19年3月30日)前間が19年3月30日)前間が19年3月30日)前間が19年3月30日)前に対して記さいます。また、当該リース投資資産の企業が19年3月3日とで計上しております。ない、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中期利益とは、221百万円多く計上			
当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に連じた会計処理によっております。 (貸手側) リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する直接をデソフィナンス・リース取引に関する全計基準適当用指針常16号平成19年3月30日) 第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準適用指針第16号平成19年3月30日) 第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準適用指針の手で度19年3月30日) 第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準適用指針第16号平成19年3月30日) 第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準適用指針第16号平成19年3月30日) 第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準適用指針第16号平成19年3月30日) 第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準適用指針第16号平成19年3月30日) 第113号平成19年3月30日) 第113号平成19年3月30日) 適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳 (滅価償却累計類準額(減価償却累計類準額(減価償却累計類準額(減価償却累計類準額を計算を取り上入投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に一いては、会計基準適用後の残存期間における利息を計算の各別への配分方法は、定額法によっております。なお、同連用指針第80項を通用した場合と比べ、当中間連結会計期間の現金等調整前当期間の現金等調整前当期間の現金等調整前当期間の現金等調整前当期前組法は、211百万円多く計量はは、211百万円多く計量は、2121百万円多く計量は、2121百万円多く計量は、2121百万円多く計量に対しませば、2121百万円多く計量に対しては、2121百万円多に対しては、2121百万円を12121百万円を12121百万円を12121百万円を1212121百万円を12121212121212121212121212121212121212		· ·	1
社の所有権移転外ファイナンス・リース取引限始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計平度に属するものについては、通常の賃貸借取引に帯じた会計処理によっております。 (貸手側) リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計平度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、計基準」(企案会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、計基準」(企案会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第13号平成19年3月30日)第13号平成19年3月30日)第13号平成19年3月30日)第14年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額整除後)を、同会計基準適用初年度前首のリース投資資産の値及以存期間における利息相当額の各事への配分方法は、定額法としております。 また、当該リース投資資産の価額として計上しております。 また、当該リース投資資産の価額として計上しております。 また、当該リース投資資産の価額として計上しております。 また、当該リース投資資産の価額として計上しております。 また、当該リース投資資産の価額として計上しております。 また、当該リース投資資産の価額として計上しております。 また、当該リース投資資産については、会計基準適用初年度財首のリース投資資産の価額として計上しております。 また、当該リース投資資産の価額として計としております。 なお、同適用指針第80 環を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間熱利 益は、222百万円多く計量に対して場合と比べ、当連請会計算別間の税金等調整前中間熱利 益は、221百万円多く計量は121百万円多く計量は121百万円多く計量は121百万円多く計量に対しているのでは対しまが表別に対しているが表別に対しているのでは対しまが表別に対しているのでは対しまが表別に対しまが表別に対しているのでは対しまが表別に対しているのでは対しまが表別に対しているのでは対しまが表別に対しているのでは対しまが表別に対しているのでは対しているのでは対しまが表別に対しているのでは対しまが表別に対しているのでは対しまが表別に対しているのでは対しまが表別に対しているのでは対しまが表別に対しているのでは対しまが表別に対しているのでは対しまが表別に対しているのでは対しまが表別に対しているのでは対しているのでは対しているのでは対しまが表別に対しているのでは対しまが表別に対しているのでは対しまが表別に対しているのでは対しまが表別に対しているのでは対しているのでは対しているのでは対しているのでは対しまが表別に対しているのでは対しているのでは対しまが表別に対しているのでは対しまが表別に対しているのでは対しに対しているのでは対しているのでは対しているのでは対しているのでは対しないるのでは対しているのでは対しているのでは対しているのでは対しているのでは対しないるのでは対しているのでは対しないるのでは対しないるのでは対しているのでは対しないるのでは対しないるのでは対しないるのでは対しないるのでは対しないるのでは対しないるのでは対しないるのではないるのではないるのではないるのではないるので	****		
サンス・リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 (貸手側) リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するの計算を表計と関係と関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準の適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準の適用を対し、企業会計基準節別を対し、企業会計基準適用を対象を対し、と、「リース取引に関する会計基準の適用を対し、企業会計基準節別を対しては、との計基準値別を表して計上しております。 また、当該リース投資資産の確認として計上しております。 また、当該リース投資資産の確認として計上しております。 また、当該リース投資資産の確認として計上しております。 また、当該リース投資資産の確認として計上しております。 また、当該リース投資資産の価額として計上しております。 また、当該リース投資資産の価額として計上しております。 また、当該リース投資資産の価額として計上しております。 また、当該リース投資資産の価額として計上しております。 また、当該リース投資産産の価額として計上しております。 なお、同適用指針第20項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の段か方法は、定額法はよっております。 なお、同適用指針第20項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の段を適間上に場合と比べ、当中間連結会計期間の段を適用した場合と比へ、当連結会計算度の税		同左	同左
あ、リース取引開始日が 平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するらのについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 (貸手側) リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する会計基準の適用指針 (企業会計基準調用 指針第16号平成19年3月30日) 第81項に関する会計基準 第13号平成19年3月30日) 第81項に関する会計基準 第13号平成19年3月30日) 第81項に関する会計基準 第13号平成19年3月30日) 適用初年度の前連結会計年度大における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計節持腕(後)を、同会計基準面間初年度の前連結会計年度大における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計節持腕(後)を、同会計基準面間初年度の前連結会計年度大における固定資産の通正な帳簿価額(減価償却累計節持腕(後)を、同会計基準面間初年度の前連結会計年度大における固定資産の通正な帳簿価額(減価償却累計節持腕(後)を、同会計基準周期初年度の前連結会計年度大における固定資産の通正な帳簿価額(減価償却累計節持腕(後)を、同会計基準面間初年度の前連結会計年度大における固定資産の通正な帳簿価額(減価價力型計算をのリース投資資産については、会計基準周初年度期首のリース投資資産については、会計基準周初年度期首のリース投資資産については、会計基準周初年度期首のリース投資資産については、会計基準周別の配分方法は、定額法によっております。 なお、同適用指針第50項を適用した場合と比へ当中間連結会計期間の税金等調整前中間執利益は、211百万円多く計は、定額活におり環が表別に対しております。 ないこおります。 なお、同適用指針第50項を適用した場合と比へ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間執利益は、211百万円多く計は、な音音を比へ、当連結会計年度の税			
平成20年4月1日前に開始する地球会計平度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 (貸手側) リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する会計基準の適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準の適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準の適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準の適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準(企業会計基準第(企業会計基準第(企業会計基準第(企業会計基準第(企業会計基準第(企業会計基準第(企業会計基準適用資産の値域として計上しております。また、当該リース投資資産の値域として計上しております。また、当該リース投資資産の値域として計上しております。また、当該リース投資資産については、会計基準適用資産の個域として計上しております。また、当該リース投資資産については、会計基準適用資産の価値として計上しております。また、当該リース投資資産については、会計基準適用資産の価値として計上しております。また、当該リース投資資産については、会計基準適用資産の価値として計上しております。また、当該リース投資資産については、会計基準適用資産の個域として計上しております。また、当該リース投資資産については、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。なお、同適用指針第50項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間終刊基は、211百万円多く計量は21日下の多りに対したの数は21日下の多りに対しまります。21日下の多りに対しまります。21日下の多りに対しまります。21日下の第2日下の第2日下の第2日下の第2日下の第2日下の第2日下の第2日下の第2			
始する連結会計年度に属するものについては、適常の賃貸債取引に準じた会計処理によっております。 (貸手側) リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外フィナンス・リース取引に関する会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第11項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第11項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第11項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日) 第11項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第11項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第11項に基づら、計工を東京の主意、大部の主義、会計を実施の開放として計上しております。また、当該リース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産については、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間範判益は、211百万円多く計上は、462百万円多く計上			
するものについては、通常の賃貸権取引に灌じた会計処理によっております。 (貸手側) リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引に関いては、「リース取引に関する会計基準適用指針」(企業会計基準適用指針」(企業会計基準適用指針」(企業会計基準適用指針」(企業会計基準適用指針」(企業会計基準適用指針」(企業会計基準適用指針」(企業会計基準適用指針」(企業会計基準適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第11項に関する会計基準第第13号平成19年3月30日)適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を、同会計基準適用初年度期首のリース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産については、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間統利益は、211百万円多く計量は、462百万円多く計量は、211百万円多く計量は、462百万円多く計量は、211百万円を211百分に対して211百分に対して211百分に対して211百分に対して211百分に対して2111百分に対しを211111日が、211111日が、21111日が、21111日が、21111日が、21111日が、21111日が、21111日が、2111			
常の賃貸借取引に準じた 会計処理によっております。 (貸手側) リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する会計基準適調用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第13号平成19年3月30日) 適用初年度の前連結会計年度大における固定資産の適正な帳簿価額(減価備知果計額控除後)を、同会計基準適用後の表体期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。また、当該リース投資資産については、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。また、当該リース投資資産については、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。また、当該リース投資資産については、会計基準適用後の表存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。また、当該リース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産については、会計基準適用後の表存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は、222百万円多く計上は626万円多く計上			
会計処理によっております。 (貸手側) リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引については、「リース取引に関する会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準 第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準 第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準 第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準 第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準 (企案会計基準 第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、同途用初年度期前のリース投資資産の適正な展標価額(減価償却累計額控除後)を、同会計基準適用初年度期前のリース投資資産については、会計基準適用初年度期前のリース投資資産については、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法は、定額法は、定額法は、定面計算的の配分方法は、定額法によっております。なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は、222百万円多く計量は、462百万円を、4620円を、4620円を、4620円を、4620円を、4620円のは、4620円は、			
す。 (貸手側) リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始 する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引に関 する会計基準の適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準の適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準 第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準 第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準 第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準 第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準 第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準 第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準 第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準 第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準 第13号平成19年20日の第2年20日で、「リース取引に関する会計基準 第13号平成19年20日で、「リース取引に関する会計基準 第13号平成19年20日で、「リース取引に関する会計基準 10年2月20日で、「リース取引に関する会計基準 10年2月20日で、「リース取引に関する会計基準 10年2月20日で、「リース取引に関する会計基準 10年2月20日で、「リース取引に関する会計基準 10年2月20日で、「リース取引に関する会計基準 10年2月20日で、「リース取引に関する会計基準 10年2月20日で、「対して関する会計基準適用をの残存期間における利息相当縮の各期への配分方法は、定額法によっております。 なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は、222百万円多く計上			
(貸手側) リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に問する会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準の適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準。第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準。第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準。第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準。(企業会計基準第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準。(企業会計基準第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準。(企業会計基準第13号平成19年3月30日)適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を、同会計基準適用初年度期間のリース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産の価額として計上しております。なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は、222百万円多く計は、462百万円多く計は、462百万円多く計は、462百万円多く計上			
リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準の適工な帳簿価額(企業会計基準第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準の適正な帳簿価額(液価債 知累計額控除後)を、同会計基準適面 (減価債 如累計額控除後)を、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価債 如累計額控除後)を、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の値類として計上しております。また、当該リース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産については、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は、222百万円多く計量は、211百万円多く計量、第33年の24月間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は、211百万円多く計量、222百万円多く計量は、462百万円を対面に関するがは、462百万円を対面に関するがは、462百万円を対面に関するがは、462百万円を対面に関するがは、462百万円を対面に関するがは、462百万円を対面に関するがは、462百万円を対面に関するがは、462百万円を対面に関するがは、462百万円を対面に関するがは、462百万円を対面に関するがは、462百万円を対面に関するがは、462百万円を対面に関するがは、462百万円を対面に関するがは、462百万円を対面に関するがは、462百万円を対面に関するがは、462百万円を対面に関するがは、462百万円を対面に対面に関するがは、462百万円を対面に関するがは、462百万円を対面に関するがは、462百万円を対面に関するがは、4月1日に対面に関するがは、4月1日に対面に対面に対面に対面に対面に対面に対面に対面に対面に対面に対面に対面に対面に			
成20年4月1日前に開始 する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引に四いては、「リース取引に関する会計基準の適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準の適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準。第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準。第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準。第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)第月和年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を、同会計基準適用初年度期首のリース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産の価額として計上しております。なお、同適用指針第80項分法は、定額法によっております。なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は、222百万円多く計上は462百万円多く計上			
する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準の適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準の適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準の計連結会計年度不における固定資産の適正な帳簿価類(減価償却累計額控除後)を、同会計基準適用初年度期首のリース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産については、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計申限利益に、222百万円多く計上では、211百万円多く計			
る所有権移転外ファイナ ンス・リース取引につい では、「リース取引に関 する会計基準の適用指 針針(企業会計基準適用 指針第16号平成19年3月 30日)第81項に基づき、 「リース取引に関する会 計基準」(企業会計基準 第13号平成19年3月 30日)第81項に基づき、 「リース取引に関する会 計基準」(企業会計基準 第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、 「リース取引に関する会 計基準」(企業会計基準 (減価償却累計額控除 後)を、同会計基準適用 初年度期首のリース投資 資産の確証として計上し ております。 また、当該リース投資 資産については、会計基準適用後の残存期間にお ける利息相当額のとして計上しております。 また、当該リース投資 資産については、会計基準適用後の残存期間における利息相当額のを期へ の配分方法は、定額法によっております。 なお、同適用指針第80項を適用した場合と比 べ、当中間連結会計期間 の税金等調整前中間純利 益は、222百万円多く計 益は、211百万円多く計			I
フス・リース取引については、「リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準道」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準第(企業会計基準第(企業会計基準第(企業会計基準)(企業会計基準第(域価償却累計類控除後)を、同会計基準適用初年度の前連結会計年度期値のリース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産については、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は、222百万円多く計上 コース取引に関する会計基準の適用指針第1号をで産の値類と同業が13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準の自業の第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準の適用が定めの第13号平成19年3月30日)第30日)第30日)第30日)第30日)第30日)第30日)第30日)第			する連結会計年度に属す
ては、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準 第13号平成19年3月30日)第81項に基づき、同リース取引に関する会計基準 第13号平成19年3月30日)第81項に基づ会、計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)第81項に基づ会、計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)第81項に基づ会、計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)第813号平成19年3月30日)第13号平成19年3月30日)適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を、同会計基準適用初年度期首のリース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産の価額として計上しております。なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は、222百万円多く計上では、21百万円多く計上では、51百万円多く計上では、「リース取引に関する会計基準の適用に基づら、第13号平成19年3月30日)第81項に基づら、計画用初年度の前連結会計年度期間のリース投資資産の価額として計上しております。なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は、221百万円多く計上では、「リース取引に関する会計基準第16号平成19年3月30日)第21年2月3日第2日第2日第2日第2日第2日第2日第2日第2日第2日第2日第2日第2日第2日		る所有権移転外ファイナ	る所有権移転外ファイナ
する会計基準の適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準 第13号平成19年3月30日)適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価値対累計額控除後)を、同会計基準適用初年度期首のリース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産の一級分方法は、定額法によっております。なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は、222百万円多く計	ンス・リース取引につい	ンス・リース取引につい	ンス・リース取引につい
針」(企業会計基準適用 指針第16号平成19年3月 30日)第81項に基づき、 「リース取引に関する会 計基準」(企業会計基準 第13号平成19年3月30日)適用初年度の前連結 会計年度末における固定 資産の適正な帳簿価額 (減価償却累計額控除 後)を、同会計基準適用 初年度期首のリース投資 資産の価額として計上し ております。 また、当該リース投資 資産については、会計基 準適用後の残存期間における利息相当額の各期へ の配分方法は、定額法によっております。 なお、同適用指針第80 項を適用した場合と比 べ、当中間連結会計期間 の税金等調整前中間純利 益は、222百万円多く計	ては、「リース取引に関	ては、「リース取引に関	ては、「リース取引に関
指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)第1項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を、同会計基準適用初年度期首のリース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産については、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は、222百万円多く計 指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準)(企業会計基準第13号平成19年3月30日)第13号平成列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列	する会計基準の適用指	する会計基準の適用指	する会計基準の適用指
30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を、同会計基準適用初年度期首のリース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産については、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は、222百万円多く計 30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準」第13号平成19年3月30日)適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を、同会計基準適用物年度期首のリース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産については、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は、222百万円多く計 30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)適用初年度の前連結会計年度の価額として計上しております。また、当該リース投資資産については、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は、222百万円多く計上	針」(企業会計基準適用	針」(企業会計基準適用	針」(企業会計基準適用
「リース取引に関する会計基準第13号平成19年3月30日)適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を、同会計基準適用初年度期首のリース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産については、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は、222百万円多く計 第13号平成19年3月30日)適用初年度の前連結会計年度を前連結会計年度を前連結会計年度の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を、同会計基準適用初年度期首のリース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産については、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は、221百万円多く計 は、462百万円多く計上	指針第16号平成19年3月	指針第16号平成19年3月	指針第16号平成19年3月
計基準」(企業会計基準 第13号平成19年3月30 目)適用初年度の前連結 会計年度末における固定 資産の適正な帳簿価額 (減価償却累計額控除 後)を、同会計基準適用 初年度期首のリース投資 資産の価額として計上しております。 また、当該リース投資 資産については、会計基 準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。 なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は、222百万円多く計	30日)第81項に基づき、	30日)第81項に基づき、	30日)第81項に基づき、
第13号平成19年3月30日)適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を、同会計基準適用初年度期首のリース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産については、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は、222百万円多く計 第13号平成19年3月30日)適用初年度の前連結会計年度の前連結会計年度の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を、同会計基準適用初年度期首のリース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産については、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は、222百万円多く計	「リース取引に関する会	「リース取引に関する会	「リース取引に関する会
日)適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を、同会計基準適用初年度期首のリース投資資産の価額として計上しております。また、当該リース投資資産については、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は、222百万円多く計上の税益等調整前当期組	計基準」(企業会計基準	計基準」(企業会計基準	計基準」(企業会計基準
会計年度末における固定 資産の適正な帳簿価額 (減価償却累計額控除 後)を、同会計基準適用 初年度期首のリース投資 資産の価額として計上し ております。 また、当該リース投資 資産については、会計基 準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。 なお、同適用指針第80 項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間 の税金等調整前中間純利 益は、222百万円多く計 会計車度産の適正な帳簿価額 (減価償却累計額控除後)を、同会計基準適用 初年度期首のリース投資 資産の価額として計上しております。 また、当該リース投資 資産については、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。 なお、同適用指針第80 項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利 益は、222百万円多く計	第13号平成19年3月30	第13号平成19年3月30	第13号平成19年3月30
資産の適正な帳簿価額 (減価償却累計額控除 後)を、同会計基準適用 初年度期首のリース投資 資産の価額として計上し ております。 また、当該リース投資 資産については、会計基 準適用後の残存期間にお ける利息相当額の各期へ の配分方法は、定額法によっております。 なお、同適用指針第80 項を適用した場合と比 べ、当中間連結会計期間 の税金等調整前中間純利 益は、222百万円多く計	日)適用初年度の前連結	日)適用初年度の前連結	日)適用初年度の前連結
(減価償却累計額控除後)を、同会計基準適用初年度期首のリース投資資産の価額として計上しております。 また、当該リース投資資産については、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。 なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は、222百万円多く計	会計年度末における固定	会計年度末における固定	会計年度末における固定
後)を、同会計基準適用 初年度期首のリース投資 資産の価額として計上し ております。 また、当該リース投資 資産については、会計基 準適用後の残存期間にお ける利息相当額の各期へ の配分方法は、定額法に よっております。 なお、同適用指針第80 項を適用した場合と比 べ、当中間連結会計期間 の税金等調整前中間純利 益は、222百万円多く計	資産の適正な帳簿価額	資産の適正な帳簿価額	資産の適正な帳簿価額
初年度期首のリース投資 資産の価額として計上し ております。 また、当該リース投資 資産については、会計基 準適用後の残存期間にお ける利息相当額の各期へ の配分方法は、定額法に よっております。 なお、同適用指針第80 項を適用した場合と比 べ、当中間連結会計期間 の税金等調整前中間純利 益は、222百万円多く計	(減価償却累計額控除	(減価償却累計額控除	(減価償却累計額控除
資産の価額として計上しております。 また、当該リース投資資産については、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。 なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は、222百万円多く計	後)を、同会計基準適用	後)を、同会計基準適用	後)を、同会計基準適用
ております。 また、当該リース投資 資産については、会計基 準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。 なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は、222百万円多く計	初年度期首のリース投資	初年度期首のリース投資	初年度期首のリース投資
また、当該リース投資 資産については、会計基 準適用後の残存期間にお ける利息相当額の各期へ の配分方法は、定額法に よっております。 なお、同適用指針第80 項を適用した場合と比 べ、当中間連結会計期間 の税金等調整前中間純利 益は、222百万円多く計 また、当該リース投資 資産については、会計基 準適用後の残存期間にお ける利息相当額の各期へ の配分方法は、定額法に よっております。 なお、同適用指針第80 項を適用した場合と比 べ、当中間連結会計期間 の税金等調整前中間純利 益は、222百万円多く計 なは、211百万円多く計 また、当該リース投資 資産については、会計基 準適用後の残存期間にお ける利息相当額の各期へ の配分方法は、定額法に よっております。 なお、同適用指針第80 項を適用した場合と比 べ、当中間連結会計期間 の税金等調整前中間純利 益は、211百万円多く計 は、462百万円多く計上	資産の価額として計上し	資産の価額として計上し	資産の価額として計上し
資産については、会計基 準適用後の残存期間にお ける利息相当額の各期へ の配分方法は、定額法に よっております。 なお、同適用指針第80 項を適用した場合と比 べ、当中間連結会計期間 の税金等調整前中間純利 益は、222百万円多く計		ております。	ております。
準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。 なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利 益は、222百万円多く計 準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。 なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利 金等調整前当期純利益は、462百万円多く計上	また、当該リース投資	また、当該リース投資	また、当該リース投資
ける利息相当額の各期へ の配分方法は、定額法に よっております。 なお、同適用指針第80 項を適用した場合と比 べ、当中間連結会計期間 の税金等調整前中間純利 益は、222百万円多く計 ける利息相当額の各期へ の配分方法は、定額法に よっております。 なお、同適用指針第80 項を適用した場合と比 べ、当中間連結会計期間 の税金等調整前中間純利 益は、211百万円多く計 はる利息相当額の各期へ の配分方法は、定額法に よっております。 なお、同適用指針第80 項を適用した場合と比 べ、当連結会計年度の税 金等調整前当期純利益 は、462百万円多く計上	資産については、会計基	資産については、会計基	資産については、会計基
の配分方法は、定額法に よっております。 なお、同適用指針第80 項を適用した場合と比 べ、当中間連結会計期間 の税金等調整前中間純利 益は、222百万円多く計	準適用後の残存期間にお	準適用後の残存期間にお	準適用後の残存期間にお
よっております。 なお、同適用指針第80 項を適用した場合と比 べ、当中間連結会計期間 の税金等調整前中間純利 益は、222百万円多く計	ける利息相当額の各期へ	ける利息相当額の各期へ	ける利息相当額の各期へ
なお、同適用指針第80 項を適用した場合と比 べ、当中間連結会計期間 の税金等調整前中間純利 益は、222百万円多く計 なお、同適用指針第80 項を適用した場合と比 べ、当中間連結会計期間 の税金等調整前中間純利 益は、211百万円多く計 は、462百万円多く計上	の配分方法は、定額法に	の配分方法は、定額法に	の配分方法は、定額法に
項を適用した場合と比 で、当中間連結会計期間 の税金等調整前中間純利	よっております。	よっております。	よっております。
べ、当中間連結会計期間べ、当中間連結会計期間べ、当連結会計年度の税の税金等調整前中間純利の税金等調整前中間純利金等調整前当期純利益益は、222百万円多く計益は、211百万円多く計は、462百万円多く計上	なお、同適用指針第80	なお、同適用指針第80	なお、同適用指針第80
の税金等調整前中間純利の税金等調整前中間純利金等調整前当期純利益益は、222百万円多く計益は、211百万円多く計は、462百万円多く計上	項を適用した場合と比	項を適用した場合と比	項を適用した場合と比
益は、222百万円多く計 益は、211百万円多く計 は、462百万円多く計上	べ、当中間連結会計期間	べ、当中間連結会計期間	べ、当連結会計年度の税
益は、222百万円多く計 益は、211百万円多く計 は、462百万円多く計上	の税金等調整前中間純利	の税金等調整前中間純利	金等調整前当期純利益
	益は、222百万円多く計	益は、211百万円多く計	は、462百万円多く計上
上されにわりより。 上されにわりより。 されにわりより。	上されております。	上されております。	されております。

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年9月30日)	至 平成22年9月30日)	至 平成22年3月31日)
(14)重要なヘッジ会計の方	(14)重要なヘッジ会計の方	(14)重要なヘッジ会計の方
法	法	法
(イ) 金利リスク・ヘッ	(イ) 金利リスク・ヘッ	ー (イ)金利リスク・ヘッ
<u>ئ</u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u>ئ</u>
・ 当行の金融資産・負債	同左	同左
から生じる金利リスクに	1972	1672
対するヘッジ会計の方法		
は、「銀行業における金		
融商品会計基準適用に関		
する会計上及び監査上の		
取扱い」(日本公認会計		
士協会業種別監査委員会		
報告第24号)に規定する		
繰延ヘッジによっており		
ます。ヘッジ有効性評価		
の方法については、相場		
変動を相殺するヘッジに		
ついて、ヘッジ対象とな		
る預金・貸出金等とヘッ		
ジ手段である金利スワッ		
プ取引等を一定の残存期		
間毎にグルーピングのう		
え特定し評価しておりま		
す。		
また、一部の資産・負		
債については、金利スワ		
ップの特例処理を行って		
おります。		
(ロ) 為替変動リスク・	(ロ) 為替変動リスク・	(ロ) 為替変動リスク・
ヘッジ	ヘッジ	ヘッジ
当行の外貨建金融資	同左	同左
産・負債から生じる為替		
変動リスクに対するヘッ		
ジ会計の方法は、「銀行		
業における外貨建取引等		
の会計処理に関する会計		
上及び監査上の取扱い」		
(日本公認会計士協会業		
種別監査委員会報告第25		
号) に規定する繰延ヘッ		
ジによっております。		
ヘッジ有効性評価の方		
法については、外貨建金		
銭債権債務等の為替変動		
リスクを減殺する目的で		
行う通貨スワップ取引及		
び為替スワップ取引等を		
ヘッジ手段とし、ヘッジ		
対象である外貨建金銭債		
権債務等に見合うヘッジ		
手段の外貨ポジション相		
当額が存在することを確		
認することによりヘッジ		
の有効性を評価しており		
ます。		
570		

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日	(自 平成21年4月1日
	至 平成21年9月30日)	至 平成22年9月30日)	至 平成22年3月31日)
	(15)収益及び費用の計上基	(15)収益及び費用の計上基	(15)収益及び費用の計上基
	進	進	進
	ファイナンス・リース	同左	· 同左
	取引に係る収益及び費用	1, 4,222	1. 42-12
	の計上基準については、		
	リース料受取時に売上高		
	と売上原価を計上する方		
	法によっております。		
	伝にようしわります。	(10) + 99 + 4 + 5	
		(16)中間連結キャッシュ・	
		フロー計算書における資	
		金の範囲	
		中間連結キャッシュ・	
		フロー計算書における資	
		金の範囲は、中間連結貸	
		借対照表上の「現金預け	
		金」のうち現金及び日本	
		銀行への預け金でありま	
		す。	
	(17)消費税等の会計処理	(17)消費税等の会計処理	(17)消費税等の会計処理
	当行及び国内連結子会	同左	同左
	社の消費税及び地方消費		
	税の会計処理は、税抜方		
	式によっております。		
	(18)税効果会計に関する事	(18)税効果会計に関する事	
	項	項	
	中間連結会計期間に係	^ 同左	
	る納付税額及び法人税等	1872	
	調整額は、当行及び国内		
	連結子会社の決算期にお		
	理結子会社の伏昇期にお いて予定している剰余金		
	の処分による圧縮記帳積		
	立金の積立て及び取崩した説相して、火中間は		
	を前提として、当中間連		
	結会計期間に係る金額を		
- /	計算しております。		N+74 1.
5 (中間)連結キャッ	中間連結キャッシュ・フ		連結キャッシュ・フロー
シュ・フロー計算書	ロー計算書における資金の		計算書における資金の範囲
における資金の範囲	範囲は、中間連結貸借対照		は、連結貸借対照表上の
	表上の「現金預け金」のう		「現金預け金」のうち現金
	ち現金及び日本銀行への預		及び日本銀行への預け金で
	け金であります。		あります。

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年9月30日)	至 平成22年9月30日)	至 平成22年3月31日)
(連結の範囲に関する適用指針)		
「連結財務諸表における子会社		
及び関連会社の範囲の決定に関す		
る適用指針」(企業会計基準適用		
指針第22号平成20年5月13日)が		
平成20年10月1日以後開始する連		
結会計年度から適用されることに		
なったことに伴い、当中間連結会		
計期間から同適用指針を適用して		
おります。なお、これによる影響		
はありません。		
		(金融商品に関する会計基準)
		当連結会計年度末から「金融商
		品に関する会計基準」(企業会計
		基準第10号平成20年3月10日)及
		び「金融商品の時価等の開示に関
		する適用指針」(企業会計基準適
		9 る週
		を適用しております。
		これにより、従来の方法に比
		べ、有価証券は493百万円増加、繰
		延税金負債は199百万円増加、その
		他有価証券評価差額金は294百万円
		増加し、経常利益及び税金等調整
		前当期純利益は、それぞれ106百万
		円増加しております。
		また、セグメント情報に与える
		影響は当該箇所に記載しておりま
		す。
	(持分法に関する会計基準)	
	当中間連結会計期間から「持分	
	法に関する会計基準」(企業会計	
	基準第16号平成20年3月10日公表	
	分)及び「持分法適用関連会社の	
	会計処理に関する当面の取扱い	
	(実務対応報告第24号平成20年3	
	月10日)を適用しております。	
	なお、これによる影響はありま	
1	世ん。 (次文(人上唐)(1) 1月上 7 人 11 甘)((1)	
	(資産除去債務に関する会計基準)	
	当中間連結会計期間から「資産	
	除去債務に関する会計基準」(企	
	業会計基準第18号平成20年3月31	
	日)及び「資産除去債務に関する	
	会計基準の適用指針」(企業会計	
	基準適用指針第21号平成20年3月	
	31日)を適用しております。	
	なお、これによる影響はありま	
	せん。	
	I ~	

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日
至 平成21年9月30日)	至 平成22年9月30日)
	(中間連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準 第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用 語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正す る内閣府令」(内閣府令第5号平成21年3月24日)の 適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損 益調整前中間純利益」を表示しております。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末(平成21年9月30日)

- ※1 有価証券には、非連結子会社 の株式542百万円及び出資金553 百万円を含んでおります。
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は12,952百万円、延滞債権額は73,400百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の事 由により元本又は利息の取立て 又は弁済の見込みがないもの して未収利息を計上しなかった 貸出金(貸倒償却を行ったた 貸出金」という。)のうち、 貸出金」という。)のうち上 人税法施行令(昭和40年政 97号)第96条第1項第3号の付 がられまでに掲げる事由又は同 項第4号に規定する事由が ている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は2,239百万円であり ます。

> なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は16,934百万円でありま

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)

- ※1 有価証券には、非連結子会社 の株式581百万円及び出資金510 百万円を含んでおります。
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額 は12,414百万円、延滞債権額は 64,087百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の事 由により元本又は利息の取立て 又は弁済の見込みがないもの して未収利息を計上しなかった 貸出金(貸倒償却を行ったた分 を除く。以下「未収利息不計上 貸出金」という。)のうち、 貸出金」という。)のうち、 人税法施行令(昭和40年政令 り7号)第96条第1項第3号のイ からホまでに掲げる事由又は同 項第4号に規定する事由が生じ ている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は1,727百万円であり ます。

> なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は22,808百万円でありま す。

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

前連結会計年度末(平成22年3月31日)

- ※1 有価証券には、非連結子会社 の株式544百万円及び出資金516 百万円を含んでおります。
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額 は11,969百万円、延滞債権額は 66,729百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の事 由により元本又は利息の取立て 又は弁済の見込みがないものと して未収利息を計上しなかった 貸出金(貸倒償却を行った部分 を除く。以下「未収利息不計上 貸出金」という。)のうち、 貸出金」という。)のうち、 貸出金」という。)のうち、 り税法施行令(昭和40年政令 り7号)第96条第1項第3号の付 からホまでに掲げる事由又は同 項第4号に規定する事由が生じ ている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は1,383百万円であり ます。

> なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は16,194百万円でありま す。

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

前中間連結会計期間末(平成21年9月30日)

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 105,527百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

- ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引ととて処理しております。これに買り受け入れた商業手形及び再りでもの受け入れた商業手形及で再りであります。
- ※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 554,193百万円 担保資産に対応する債務

預金 27,144百万円 債券貸借取引受入担保金

117,631百万円

借用金 64, 279百万円 その他負債 412百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券78,169百万円及びその他資産5百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は1,277百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種 別監査委員会報告第24号に基づ き金融取引として処理しており ますが、当中間連結会計期間中 における取引はありません。 当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 101,037百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

- ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関い」 る会計上及び監査上の取扱別監 在委員会報告第24号。以監査 種別監査委員会報告第24号」としており。)による計量を登録を の処理しております。これに買り受け入れた商業手形及び再りにより受け入れた商業手形及び再ります。 外国為替は、売却又は(再)でより受け入れたで自由に処分が、では、の額面金額は、45,212百万円であります。
- ※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 483,520百万円 担保資産に対応する債務

預金 30,126百万円 債券貸借取引受入担保金

121,299百万円

借用金 8,000百万円 その他負債 381百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券80,250百万円及びその他資産5百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は1,474百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種 別監査委員会報告第24号に基づ き金融取引として処理しており ますが、当中間連結会計期間中 における取引はありません。 前連結会計年度末 (平成22年3月31日)

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 96,276百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

- ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以監査員会報告第24号」とは 種別監査委員会報告第24号」としており。)に基づき金融取引としております。これに買り の受け入れた商業手形及で再りでより受け入れた商業手形は(再)でよります。 体という方法で自由に処分で、で額面金額は、47,164百万円であります。
- ※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 526,565百万円 担保資産に対応する債務

預金 208,167百万円 債券貸借取引受入担保金

179,435百万円

借用金 24,800百万円 その他負債 147百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券77,634百万円及びその他資産5百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は1,287百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種 別監査委員会報告第24号に基づ き金融取引として処理しており ますが、当連結会計年度中にお ける取引はありません。 前中間連結会計期間末(平成21年9月30日)

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資資付けることを約する契約に係る融資未実行残高は、1,094,037百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が1,047,563百万円あります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行及び 連結子会社の将来のキャッシ ュ・フローに影響を与えるもの ではありません。これらの契約 の多くには、金融情勢の変化、 債権の保全及びその他相当の事 由があるときは、当行及び連結 子会社が実行申し込みを受けた 融資の拒絶又は契約極度額の減 額をすることができる旨の条項 が付けられております。また、 契約時において必要に応じて不 動産・有価証券等の担保を徴求 するほか、契約後も定期的に予 め定めている行内(社内)手続に 基づき顧客の業況等を把握し、 必要に応じて契約の見直し、与 信保全上の措置等を講じており ます。

当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約に係る融資未実行残高は、1,142,462百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が1,100,812百万円あります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行及び 連結子会社の将来のキャッシ ュ・フローに影響を与えるもの ではありません。これらの契約 の多くには、金融情勢の変化、 債権の保全及びその他相当の事 由があるときは、当行及び連結 子会社が実行申し込みを受けた 融資の拒絶又は契約極度額の減 額をすることができる旨の条項 が付けられております。また、 契約時において必要に応じて不 動産・有価証券等の担保を徴求 するほか、契約後も定期的に予 め定めている行内(社内)手続に 基づき顧客の業況等を把握し、 必要に応じて契約の見直し、与 信保全上の措置等を講じており ます。

前連結会計年度末(平成22年3月31日)

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反が資金で資付けることを約する契約に係る融資未実行残高は、1,182,482百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が1,143,281百万円あります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行及び 連結子会社の将来のキャッシ ュ・フローに影響を与えるもの ではありません。これらの契約 の多くには、金融情勢の変化、 債権の保全及びその他相当の事 由があるときは、当行及び連結 子会社が実行申し込みを受けた 融資の拒絶又は契約極度額の減 額をすることができる旨の条項 が付けられております。また、 契約時において必要に応じて不 動産・有価証券等の担保を徴求 するほか、契約後も定期的に予 め定めている行内(社内)手続に 基づき顧客の業況等を把握し、 必要に応じて契約の見直し、与 信保全上の措置等を講じており ます。

前中間連結会計期間末	当中間連結会計期間末	前連結会計年度末
(平成21年9月30日)	(平成22年9月30日)	(平成22年3月31日)
※9 土地の再評価に関する法律	※9 同左	※9 土地の再評価に関する法律
(平成10年3月31日公布法律第		(平成10年3月31日公布法律第
34号)に基づき、当行の事業用		34号)に基づき、当行の事業用
の土地の再評価を行い、評価差		の土地の再評価を行い、評価差
額については、当該評価差額に		額については、当該評価差額に
係る税金相当額を「再評価に係		係る税金相当額を「再評価に係
る繰延税金負債」として負債の		る繰延税金負債」として負債の
部に計上し、これを控除した金		部に計上し、これを控除した金
額を「土地再評価差額金」とし		額を「土地再評価差額金」とし
て純資産の部に計上しておりま		て純資産の部に計上しておりま
す。		す。
再評価を行った年月日		再評価を行った年月日
平成10年3月31日		平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める		同法律第3条第3項に定める
再評価の方法		再評価の方法
土地の再評価に関する法		土地の再評価に関する法
律施行令(平成10年3月31		律施行令(平成10年3月31
日公布政令第119号)第2条		日公布政令第119号)第2条
第4号に基づいて、路線価		第4号に基づいて、路線価
に奥行価格補正等の合理的		に奥行価格補正等の合理的
な調整を行って算出。		な調整を行って算出。
		同法律第10条に定める再評価
		を行った事業用の土地の当連結
		会計年度末における時価の合計
		額と当該事業用の土地の再評価
		後の帳簿価額の合計額との差額
		18,312百万円
※10 有形固定資産の減価償却累計	※10 有形固定資産の減価償却累計	※10 有形固定資産の減価償却累計
額 101,040百万円	額 104,121百万円	額 101,672百万円
		※11 有形固定資産の圧縮記帳額
		3,725百万円
		(当連結会計年度圧縮記帳額
		一百万円)
※12 借用金には、他の債務よりも	※12 借用金には、他の債務よりも	※12 借用金には、他の債務よりも
債務の履行が後順位である旨の	債務の履行が後順位である旨の	債務の履行が後順位である旨の
特約が付された劣後特約付借入	特約が付された劣後特約付借入	特約が付された劣後特約付借入
金7,000百万円が含まれており	金3,000百万円が含まれており	金7,000百万円が含まれており
ます。	ます。	ます。
※13 有価証券中の社債のうち、有	※13 有価証券中の社債のうち、有	※13 有価証券中の社債のうち、有
価証券の私募(金融商品取引法	価証券の私募(金融商品取引法	価証券の私募(金融商品取引法
第2条第3項)による社債に対	第2条第3項)による社債に対	第2条第3項)による社債に対
する保証債務の額は27,100百万	する保証債務の額は20,295百万	する保証債務の額は23,917百万
円であります。	円であります。	円であります。
11 (0) 2 4 3 0	11 (0) 2 4 7 0	11 (11) 4 10

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

- ※1 その他経常費用には、貸出金 償却30百万円、貸倒引当金繰入 額3,862百万円、株式等売却損 2,186百万円、株式等償却331百 万円及び貸出債権売却損532百 万円を含んでおります。
- ※2 当中間連結会計期間において、当行グループは、以下の有 形固定資産について減損損失を 計上しております。

(単位:百万円)

地域	主な	種類	減損
	用途		損失
群馬	営業用店舗 1ヶ所	建物	21
県外	営業用店舗 1ヶ所	土地	227
合計	_		249

これらの営業用店舗は、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(249百万円)として特別損失に計上しております。

当行の営業用店舗等については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから原則として支店単位で、遊休で則として支店単位で産単位でといては各資産サービングしております。 本部、電算センショーを生み出さないことかけます。 サ用資産としております。

連結子会社については、主 として各社を1つの資産グル ープとしております。

なお、当中間連結会計期間 において減損損失の測定に使 用した回収可能価額は正味売 却価額であり、正味売却価額 は主として不動産鑑定評価基 準に基づいて算出しておりま す。 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

- ※1 その他経常費用には、貸出金 償却7百万円、貸倒引当金繰入 額2,810百万円、株式等売却損 952百万円、株式等償却326百万 円及び貸出債権売却損140百万 円を含んでおります。
- ※2 当中間連結会計期間において、当行グループは、以下の有 形固定資産について減損損失を 計上しております。

(単位:百万円)

地域	主な	種類	減損
	用途		損失
群馬	営業用店舗	建物	17
県内	1ヶ所	建物	17
合計	_	_	17

上記の営業用店舗は、営業 キャッシュ・フローの低下に より資産グループの帳簿価額 を回収可能価額まで減額し、 当該減少額を減損損失(17百 万円)として特別損失に計上 しております。

当行の営業用店舗等については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから原則として支店単位で、遊休でルーピングしております。また、本部、電算センターに、本部、電算セン等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことかります。

連結子会社については、主 として各社を1つの資産グル ープとしております。

なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は主として不動産鑑定評価基準に基づいて算出しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日

至 平成22年3月31日)

- ※1 その他経常費用には、貸出金 償却381百万円、貸倒引当金繰 入額6,773百万円、株式等売却 損5,431百万円、株式等償却367 百万円及び貸出債権売却損 1,280百万円を含んでおりま す。
- ※2 当連結会計年度において、当 行グループは、以下の有形固定 資産について減損損失を計上し ております。

(単位:百万円)

地域	主な 用途	種類	減損損失
群馬	遊休資産 1ヶ所	建物	51
県内	遊休資産 2ヶ所	土地	504
	営業用店舗等 3ヶ所	建物	43
群馬 県外	営業用店舗等 2ヶ所	土地	239
	遊休資産 2ヶ所	土地	3
合計	_	_	842

これらの営業用店舗等は、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(842百万円)として特別損失に計上しております。

当行の営業用店舗等については、個別に継続的な収ちのの関連を行ってはることからの関連として支店単位で、遊休で関として支店単位では各資産単位ではのよります。 を、本部、電算センターに、本部、電算センターでは独立したます。 では独立したキャッシュとかります。 共用資産としております。

連結子会社については、主 として各社を1つの資産グル ープとしております。

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は主として不動産鑑定評価基準に基づいて算出しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

- I 前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
 - 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	494, 888	_	_	494, 888	
合計	494, 888	_	_	494, 888	
自己株式					
普通株式	1, 149	38	5	1, 181	(注)
合計	1, 149	38	5	1, 181	

(注) 自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。 単元未満株式の買取請求による増加38千株。

単元未満株式の買増請求による減少5千株。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,728	3.5	平成21年3月31日	平成21年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決 議)	株式 の種類	配当金の 総額(百万円)	配当の原資	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年11月13日 取締役会	普通 株式	1,727	利益剰余金	3. 5	平成21年9月30日	平成21年12月10日

- Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
 - 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	494, 888		_	494, 888	
合計	494, 888	_	_	494, 888	
自己株式					
普通株式	1, 316	50	24	1, 342	(注)
合計	1, 316	50	24	1, 342	

(注) 自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加50千株。

単元未満株式の買増請求による減少24千株。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	1, 974	4.0	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決 議)	株式 の種類	配当金の 総額(百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月12日 取締役会	普通 株式	1, 727	利益剰余金	3.5	平成22年9月30日	平成22年12月10日

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	494, 888	_	_	494, 888	
合計	494, 888			494, 888	
自己株式					
普通株式	1, 149	293	125	1, 316	(注)
合計	1, 149	293	125	1, 316	

(注) 自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。 単元未満株式の買取請求による増加293千株。 単元未満株式の買増請求による減少125千株。

2 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,728	3. 5	平成21年3月31日	平成21年6月26日
平成21年11月13日 取締役会	普通株式	1,727	3. 5	平成21年9月30日	平成21年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決 議)	株式 の種類	配当金の 総額(百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日	普通	1 074	41光到人人	4.0	亚出99年9月91日	亚帝99年6月99日
定時株主総会	株式	1, 974	利益剰余金	4.0	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日	
至 平成21年9月30日)	至 平成22年9月30日)	至 平成22年3月31日)	
※1 現金及び現金同等物の中間期	※1 現金及び現金同等物の中間期	※1 現金及び現金同等物の期末残	
末残高と中間連結貸借対照表に	末残高と中間連結貸借対照表に	高と連結貸借対照表に掲記され	
掲記されている科目の金額との	掲記されている科目の金額との	ている科目の金額との関係	
関係	関係	(単位:百万円)	
(単位:百万円)	(単位:百万円)	平成22年3月31日現在	
平成21年9月30日現在	平成22年9月30日現在	現金預け金勘定 99,558	
現金預け金勘定 101,792	現金預け金勘定 124,342	日本銀行以外への	
日本銀行以外への	日本銀行以外への	預け金 △27,531	
預け金 △31,100	預け金 △41,842	現金及び現金同等物 72,026	
現金及び現金同等物 70,691	現金及び現金同等物 82,500		

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 ファイナンス・リース取引	1 ファイナンス・リース取引	1 ファイナンス・リース取引
(1) 所有権移転外ファイナンス・リ	(1) 所有権移転外ファイナンス・リ	(1) 所有権移転外ファイナンス・リ
ース取引	ース取引	ース取引
① リース資産の内容	① リース資産の内容	① リース資産の内容
(ア)有形固定資産	(ア)有形固定資産	(ア)有形固定資産
主として、自動車等でありま	同左	同左
す。		
(イ)無形固定資産	(イ)無形固定資産	(イ)無形固定資産
該当事項はありません。	同左	同左
②リース資産の減価償却の方法	②リース資産の減価償却の方法	②リース資産の減価償却の方法
中間連結財務諸表作成のための	同左	連結財務諸表作成のための基本
基本となる重要な事項「4 会計		となる重要な事項「4 会計処理
処理基準に関する事項」の「(4)		基準に関する事項」の「(4)減価
減価償却の方法」に記載のとおり		償却の方法」に記載のとおりであ
であります。		ります。

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に	
準じて会計処理を行っている所有	準じて会計処理を行っている所有	
権移転外ファイナンス・リース取	権移転外ファイナンス・リース取	
引	引	引
31	31	31
(借手側)	(借手側)	(借手側)
・リース物件の取得価額相当額、	・リース物件の取得価額相当額、	・リース物件の取得価額相当額、
減価償却累計額相当額及び中間	減価償却累計額相当額及び中間	減価償却累計額相当額及び年度
連結会計期間末残高相当額	連結会計期間末残高相当額	末残高相当額
取得価額相当額	取得価額相当額	取得価額相当額
有形固定資產 9百万円	有形固定資產 8百万円	
無形固定資產 一百万円	無形固定資產 一百万円	無形固定資產 一百万円
合計 9百万円	合計 8百万円	日 合計 8百万円
減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額
有形固定資產 4百万円	有形固定資産 5百万円	
無形固定資產 一百万円	無形固定資産 一百万円	
合計 4百万円	合計 5百万円	日 合計 4百万円
中間連結会計期間末残高相当額	中間連結会計期間末残高相当額	1 2 4 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
有形固定資産 5百万円	有形固定資産 2百万円	
無形固定資産 一百万円	無形固定資産 一百万円	
合計 5百万円	合計 2百万円	3百万円
・ 未経過リース料中間連結会計期	┃ ・未経過リース料中間連結会計期	・未経過リース料年度末残高相当
間末残高相当額	間末残高相当額	新祖
1 年內 2百万円	1 年内 2百万円	
1 年超 2百万円	1年超 0百万円	
合計 5百万円	合計 2百万円	
・支払リース料、減価償却費相当	・支払リース料、減価償却費相当	・支払リース料、減価償却費相当
額及び支払利息相当額	額及び支払利息相当額	額及び支払利息相当額
支払リース料 1百万円	支払リース料 1百万円	支払リース料 2百万円
減価償却費相当額 1百万円	減価償却費相当額 1百万円	
支払利息相当額 0百万円	支払利息相当額 0百万円	支払利息相当額 0百万円
・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、	同左	同左
残存価額を零とする定額法によ		
っております。		
Colore Implestore to the color Inc.		and the law bloom and the Lee Law
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の	同左	リース料総額とリース物件の
取得価額相当額との差額を利息		取得価額相当額との差額を利息
相当額とし、各中間連結会計期		相当額とし、各連結会計年度へ
間への配分方法については、利息はによっております。		の配分方法については、利息法
息法によっております。		によっております。

・同左

同左

・リース資産に配分された減損損

失はありませんので、項目等の 記載は省略しております。

前中間連 (自 平成2 至 平成2	[結会計算 21年4月 21年9月	1 目	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)			前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		
(貸手側)			(貸手側)			(貸手側)		
(3) リース投資資	資産の内	訳	(3) リース投資	資産の内	訳	(3) リース投資資産の内訳		
リース料債権音		2,180百万円	リース料債権		7,853百万円	リース料債権部分 39,974百万円		
見積残存価額音	· 3分 :	3,937百万円	見積残存価額		3,753百万円	見積残存価額		3,813百万円
受取利息相当额		6,328百万円	受取利息相当		5,442百万円	受取利息相当		5,910百万円
リース投資資産	善 39	9,789百万円	リース投資資	産 30	6,165百万円	リース投資資	産 37	7,878百万円
 (4) リース債権	及びリー	・ス投資資産	 (4) リース債権	及びリー	・ス投資資産	 (4) リース債権	及びリー	ス投資資産
に係るリース料	料債権部	3分の中間連	に係るリース	料債権部	3分の中間連	に係るリース	料債権部	分の連結会
結会計期間末日			結会計期間末			計年度末日後		/ - // \
	(単位 リース	Z:百万円) リース		リース	Z:百万円) リース		<u>(単位</u> リース	: 百万円)
	りーへ 債権	投資資産		ラース 債権	投資資産		リーヘ 債権	リース 投資資産
1年以内	338	14, 318	1年以内	515	12, 982	1年以内	502	13, 650
1年超2年以内	338	10, 897	1年超2年以内	506	9, 863	1年超2年以内	499	10, 340
2年超3年以内	329	7, 840	2年超3年以内	480	7, 020	2年超3年以内	487	7, 427
3年超4年以内	303	5, 093	3年超4年以内	274	4, 420	3年超4年以内	385	4, 716
4年超5年以内	105	2, 575	4年超5年以内	60	2, 152	4年超5年以内	144	2, 329
5年超	50	1, 454	5年超	9	1, 414	5年超	66	1, 511
2 オペレーティ	ング・	リース取引	2 オペレーティ	ィング・	リース取引	2 オペレーティ	ィング・リ	リース取引
・オペレーティン	ング・リ	ース取引の	・オペレーティング・リース取引の			・オペレーティング・リース取引の		
うち解約不能の	のものに	.係る未経過	うち解約不能	のものに	.係る未経過	うち解約不能	のものに	係る未経過
リース料			リース料			リース料		
(借手側)			(借手側)			(借手側)		
1年内		63百万円	1年内		58百万円	1年内		54百万円
1 年超		294百万円	1年超		259百万円	1年超		281百万円
合計		357百万円	合計		317百万円	合計		336百万円
(貸手側)			(貸手側)			(貸手側)		
1年内		56百万円	1年内		84百万円	1年内		64百万円
1年超		82百万円	1年超		102百万円	1年超		80百万円
合計		139百万円	合計		186百万円	合計		145百万円

(金融商品関係)

I 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	124, 342	124, 342	_
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	79, 543	82, 403	2, 859
その他有価証券	1, 865, 187	1, 865, 187	_
(3) 貸出金	3, 963, 548		
貸倒引当金(※1)	△57, 613		
	3, 905, 934	3, 973, 182	67, 247
資産計	5, 975, 008	6, 045, 115	70, 107
(1) 預金	5, 375, 679	5, 377, 792	2, 113
(2) 譲渡性預金	148, 983	148, 983	_
(3) コールマネー及び売渡手形	65, 102	65, 102	_
(4) 債券貸借取引受入担保金	121, 299	121, 299	_
負債計	5, 711, 064	5, 713, 177	2, 113
デリバティブ取引 (※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	638	638	_
ヘッジ会計が適用されているもの	2, 406	2, 406	_
デリバティブ取引計	3, 045	3, 045	_

- (※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象の貸出金の時価に含めて記載しております。
- (※3) 中間連結貸借対照表計上額のうち、重要性の乏しいものについては記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については当該帳簿価額を時価としております。また、満期のある預け金については、残存期間が短期間(1年以内)であるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会の公表価格(公社債店頭売買参考統 計値)などによっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、中間連結決算日における当該私募債の発行者の信用リスクを反映した期待キャッシュ・フローを見積り、市場金利で割引いた額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利によるものは、キャッシュ・フローを割引いて時価を算出しております。そのうち、店頭金利のあるものは、種類及び期間に基づく区分ごとに、約定キャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割引いております。店頭金利のないものは、内部格付の区分ごとに、信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを見積り、市場金利で割引いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価が中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価が帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率については、定期預金は新規に預金を受け入れる際に使用する利率を、譲渡性預金は市場金利を、それぞれ用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び(4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間 (1年以内) であり、時価が帳簿価額と近似していることから、当該 帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分中間連結貸借対照表計上額	
① 非上場株式(※1)(※2)	2, 916
② 子会社株式(※1)	1, 092
合計	4, 008

- (※1) 非上場株式及び子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

Ⅱ 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません ((注2)参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	99, 558	99, 558	_
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	82, 469	85, 093	2, 624
その他有価証券	1, 872, 482	1, 872, 482	_
(3) 貸出金	3, 911, 647		
貸倒引当金(※1)	△57, 895		
	3, 853, 752	3, 914, 705	60, 953
資産計	5, 908, 263	5, 971, 840	63, 577
(1) 預金	5, 337, 657	5, 340, 102	2, 444
(2) 譲渡性預金	127, 454	127, 454	_
(3) 債券貸借取引受入担保金	179, 435	179, 435	_
負債計	5, 644, 548	5, 646, 992	2, 444
デリバティブ取引 (※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	696	696	_
ヘッジ会計が適用されているもの	(16)	(16)	_
デリバティブ取引計	679	679	

- (※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象の貸出金の時価に含めて記載しております。

(※3) 連結貸借対照表計上額のうち、重要性の乏しいものについては記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については当該帳簿価額を時価としております。また、満期のある預け金については、残存期間が短期間(1年以内)であるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会の公表価格(公社債店頭売買参考統 計値)などによっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、連結決算日における当該私募債の発行者の信用リスクを反映した期待キャッシュ・フローを見積り、市場金利で割引いた額を時価としております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利によるものは、キャッシュ・フローを割引いて時価を算出しております。そのうち、店頭金利のあるものは、種類及び期間に基づく区分ごとに、約定キャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割引いております。店頭金利のないものは、内部格付の区分ごとに、信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを見積り、市場金利で割引いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率については、定期預金は新規に預金を受け入れる際に使用する利率を、譲渡性預金は市場金利を、それぞれ用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)(※2)	2, 898

- (※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (※2) 当連結会計年度において、非上場株式について206百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

※中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	12, 706	12, 783	77
地方債	66, 278	68, 539	2, 261
社債			_
その他	4, 546	4, 618	72
外国債券	2, 295	2, 374	78
その他	2, 250	2, 244	$\triangle 6$
合計	83, 530	85, 942	2, 411

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	103, 186	133, 664	30, 477
債券	1, 449, 009	1, 479, 265	30, 255
国債	672, 479	685, 410	12, 930
地方債	330, 012	341, 003	10, 991
社債	446, 517	452, 851	6, 333
その他	180, 463	182, 412	1, 948
外国債券	154, 092	155, 908	1, 815
その他	26, 371	26, 504	132
合計	1, 732, 659	1, 795, 341	62, 681

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 - 2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、498百万円(うち、株式151百万円、その他(投資信託)346百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は自己査定基準に定めております。減損処理は当中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄については全て実施し、時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、基準日前一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容などにより時価の回復可能性を判断し実施しております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額 (平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)	
満期保有目的の債券		
非上場事業債	3, 497	
その他有価証券		
非上場株式	3, 193	
非上場事業債	23, 603	
非上場外国証券	0	

Ⅱ 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
	国債	14, 108	14, 242	133
時価が中間連結貸	地方債	59, 885	62, 354	2, 468
借対照表計上額を	社債	2, 822	2, 977	155
超えるもの	その他	2, 602	2, 708	106
	小計	79, 418	82, 283	2, 864
	国債	700	700	△0
時価が中間連結貸	地方債	23	23	_
借対照表計上額を	社債	100	100	_
超えないもの	その他	462	460	△1
	小計	1, 286	1, 285	Δ1
合計		80, 705	83, 568	2, 862

2 その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
	株式	72, 428	45, 282	27, 145
	債券	1, 477, 515	1, 429, 192	48, 323
	国債	749, 170	727, 330	21, 839
中間連結貸借対照	地方債	394, 599	374, 715	19, 884
表計上額が取得原	社債	333, 744	327, 145	6, 599
価を超えるもの	その他	177, 227	170, 305	6, 922
	外国債券	168, 661	162, 733	5, 927
	その他	8, 566	7, 571	994
	小計	1, 727, 171	1, 644, 780	82, 391
	株式	31, 897	39, 995	△8, 097
	債券	88, 553	89, 565	△1,011
	国債	80, 784	81, 769	△985
中間連結貸借対照	地方債	_		_
表計上額が取得原	社債	7, 768	7, 795	△26
価を超えないもの	その他	17, 564	18, 387	△823
	外国債券	11, 512	11, 742	△229
	その他	6, 052	6, 645	△593
	小計	138, 015	147, 948	△9, 933
合	計	1, 865, 187	1, 792, 728	72, 458

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、326百万円(うち、株式326百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は自己査定基準に定めております。減損処理は当中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄については全て実施し、時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、基準日前一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容などにより時価の回復可能性を判断し実施しております。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
	国債	11, 406	11, 493	87
 時価が連結貸借対	地方債	62, 809	65, 060	2, 250
照表計上額を超え	社債	3, 561	3, 769	208
るもの	その他	1, 987	2,079	92
	小計	79, 764	82, 403	2, 638
	国債	2, 302	2, 297	△5
時価が連結貸借対	地方債	99	99	_
照表計上額を超え	社債	110	100	△9
ないもの	その他	1, 944	1, 914	△30
	小計	4, 457	4, 412	△45
合計		84, 222	86, 815	2, 593

2 その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
	株式	99, 978	58, 570	41, 407
	債券	1, 268, 207	1, 237, 287	30, 919
	国債	544, 487	531, 157	13, 330
連結貸借対照表計	地方債	327, 432	316, 059	11, 373
上額が取得原価を	社債	396, 286	390, 070	6, 215
超えるもの	その他	143, 444	138, 315	5, 128
	外国債券	131, 116	127, 851	3, 264
	その他	12, 327	10, 463	1, 863
	小計	1, 511, 629	1, 434, 173	77, 455
	株式	28, 298	32, 706	△4, 408
	債券	255, 129	257, 046	△1, 916
	国債	215, 187	216, 969	△1, 782
連結貸借対照表計	地方債	14, 284	14, 301	△16
上額が取得原価を	社債	25, 658	25, 775	△117
超えないもの	その他	80, 323	81, 900	△1, 577
	外国債券	76, 220	77, 320	△1,099
	その他	4, 102	4, 580	△478
	小計	計 363,751		△7, 902
合	計	1, 875, 380	1, 805, 827	69, 553

3 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、171百万円(うち、株式160百万円、社債10百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は自己査定基準に定めております。減損処理は当連結会計年度末日における時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄については全て実施し、時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、基準日前一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容などにより時価の回復可能性を判断し実施しております。

(金銭の信託関係)

- I 前中間連結会計期間末
 - 1 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在) 該当事項はありません。
 - 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在) 該当事項はありません。

Ⅱ 当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成22年9月30日現在) 該当事項はありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年9月30日現在) 該当事項はありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)	
運用目的の金銭の信託	3, 929	1	

- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在) 該当事項はありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在) 該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	62, 681
その他有価証券	62, 681
(△)繰延税金負債	25, 305
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	37, 376
(△)少数株主持分相当額	△14
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る	2
評価差額金のうち親会社持分相当額	2
その他有価証券評価差額金	37, 393

Ⅱ 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成22年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	72, 458
その他有価証券	72, 458
(△)繰延税金負債	29, 308
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	43, 149
(△)少数株主持分相当額	△12
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る	13
評価差額金のうち親会社持分相当額	13
その他有価証券評価差額金	43, 176

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	69, 553
その他有価証券	69, 553
(△)繰延税金負債	28, 079
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	41, 473
(△)少数株主持分相当額	△12
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る	3
評価差額金のうち親会社持分相当額	3
その他有価証券評価差額金	41, 489

(デリバティブ取引関係)

- I 前中間連結会計期間末
- (1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品	金利先物	_	_	_
取引所	金利オプション	_	_	_
	金利先渡契約	_	_	_
15 元 元	金利スワップ	44, 894	49	89
店頭	金利オプション	_	_	_
	その他	675	_	11
	合計		49	101

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)	
金融商品	通貨先物	_	_	_	
取引所	通貨オプション	_	_	_	
	通貨スワップ	233, 966	708	769	
店頭	為替予約	5, 770	15	15	
卢 姆	通貨オプション	45, 587	_	378	
	その他	_	_	_	
	合計		724	1, 163	

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

- (3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在) 該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在) 該当事項はありません。
- (5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在) 該当事項はありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在) 該当事項はありません。

Ⅱ 当中間連結会計期間末

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算 日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方 法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市 場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	金利先物	_	_	_	_
	売建	_	_	_	_
金融商品	買建	_	_	_	_
取引所	金利オプション	_	_	_	_
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	金利先渡契約	_	_	_	_
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	金利スワップ	49, 951	30, 430	46	87
	受取固定・支払変動	26, 042	16, 281	312	352
	受取変動・支払固定	23, 909	14, 148	$\triangle 265$	$\triangle 265$
店頭	受取変動・支払変動	_	_	_	
	金利オプション	_	_	_	
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	その他	215	_	_	11
	売建	107	_	$\triangle 0$	22
	買建	107	_	0	△10
	合計			46	99

⁽注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	_	_	_	_
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	通貨オプション	_	_	_	_
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
店頭	通貨スワップ	224, 623	210, 588	576	637
	為替予約	6, 699	_	15	15
	売建	3, 576	_	49	49
	買建	3, 122	_	$\triangle 34$	$\triangle 34$
	通貨オプション	54, 437	47, 287	_	507
	売建	27, 218	23, 643	$\triangle 2,593$	268
	買建	27, 218	23, 643	2, 593	239
	その他	_	_	_	_
	売建	_	_	_	_
	買建				
	合計			592	1, 159

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。
 - (3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在) 該当事項はありません。
 - (4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在) 該当事項はありません。
 - (5) 商品関連取引(平成22年9月30日現在) 該当事項はありません。
 - (6) クレジットデリバティブ取引(平成22年9月30日現在) 該当事項はありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日に おける契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法 は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場 リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

区分			契約額等のうち		
	種類	契約額等(百万円)	1年超のもの	時価(百万円)	評価損益(百万円)
			(百万円)		
金融商品取引所	金利先物	_	_	_	_
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	金利オプション	_	_	_	_
	売建	_	_	_	_
	買建	_	[_	_
店頭	金利先渡契約	_	_	_	_
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	金利スワップ	48, 663	31, 402	59	103
	受取固定・支払変動	24, 331	15, 701	250	294
	受取変動・支払固定	24, 331	15, 701	△190	△190
	受取変動 • 支払変動	_	_	_	_
	金利オプション	_	_	_	_
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	その他	445	_	_	11
	売建	222	_	$\triangle 0$	22
	買建	222	_	0	△10
	合計			59	115

⁽注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	通貨先物	_	_	_	_
	売建	_	_	_	_
金融商品	買建	_	_	_	_
取引所	通貨オプション	_	_	_	_
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	通貨スワップ	235, 461	235, 461	638	698
	為替予約	8, 140	_	$\triangle 1$	$\triangle 1$
	売建	4, 215	_	△16	△16
	買建	3, 925	_	14	14
店頭	通貨オプション	51, 714	43, 132	_	428
卢坝	売建	25, 857	21, 566	$\triangle 1,778$	416
	買建	25, 857	21, 566	1,778	12
	その他	_	_	_	_
	売建	_	_	_	_
	買建				
	合計			636	1, 125

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。
 - (3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在) 該当事項はありません。
 - (4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在) 該当事項はありません。
 - (5) 商品関連取引(平成22年3月31日現在) 該当事項はありません。
 - (6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在) 該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度において該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計(百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結(百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	59, 688	10, 810	842	71, 341	_	71, 341
(2) セグメント間の 内部経常収益	341	790	1, 214	2, 347	(2, 347)	_
計	60, 030	11, 601	2, 056	73, 689	(2, 347)	71, 341
経常費用	46, 344	11, 132	1, 526	59, 004	(2, 340)	56, 663
経常利益	13, 686	468	530	14, 684	(7)	14, 677

- (注)1 業務区分は連結会社の業務の内容により区分しております。
 - 2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 - 3 追加情報

(ポイント引当金)

従来、クレジットカード会員に付与したポイントの使用に伴う費用は、支出時に費用処理しておりましたが、ポイント付与残高の重要性が増加したことに伴い、当中間連結会計期間からクレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額をポイント引当金として計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、「銀行業務」の経常費用は64百万円増加し、経常利益は同額減少しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計(百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結(百万円)
経常収益 (1) 外部顧客に 対する経常収益	119, 163	20, 906	1, 687	141, 758	_	141, 758
(2) セグメント間の 内部経常収益	652	1, 410	2, 259	4, 322	(4, 322)	_
計	119, 816	22, 317	3, 947	146, 080	(4, 322)	141, 758
経常費用	91, 066	20, 876	2, 919	114, 862	(4, 298)	110, 563
経常利益	28, 749	1, 441	1, 027	31, 218	(23)	31, 194

- (注)1 業務区分は連結会社の業務の内容により区分しております。
 - 2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 - 3 会計方針の変更

(金融商品に関する会計基準)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「銀行業務」の経常費用は106百万円減少し、経常利益は同額増加しております。

4 追加情報

(ポイント引当金)

従来、クレジットカード会員に付与したポイントの使用に伴う費用は、支出時に費用処理しておりましたが、ポイント付与残高の重要性が増加したことに伴い、当連結会計年度からクレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額をポイント引当金として計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、「銀行業務」の経常費用は80百万円増加し、経常利益は同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

海外経常収益がいずれも連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行の経営事項及び業務執行に関する最高意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスを提供しており、「銀行業」、「リース業」を報告セグメントとしております。

「銀行業」は、当行及び海外連結子会社の群馬財務(香港)有限公司において預金業務、貸出業務、 証券業務、有価証券投資業務、為替業務及び信託業務等を行っております。

「リース業」は、連結子会社のぐんぎんリース株式会社においてリース業務を行っております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。事業セグメントの利益は経常利益をベースとした数値であります。セグメント間の取引価格は、一般の取引と同様の条件で行っております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位:百万円)

			(十四:口2011)		
		報告セグメント		その他	合計
	銀行業	リース業	計	・こり他	
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	58, 317	9, 760	68, 077	878	68, 956
セグメント間の内部経常収益	829	530	1, 360	943	2, 303
計	59, 146	10, 291	69, 437	1,821	71, 259
セグメント利益	17, 215	709	17, 925	1, 242	19, 167
セグメント資産	6, 188, 516	50, 644	6, 239, 161	15, 877	6, 255, 039
セグメント負債	5, 812, 372	43, 522	5, 855, 895	11, 351	5, 867, 246
その他の項目					
減価償却費	2, 950	177	3, 128	37	3, 165
資金運用収益	48, 827	10	48, 837	59	48, 897
資金調達費用	3, 043	291	3, 334	0	3, 335
持分法投資利益	28	_	28	_	28
特別利益	8	1	9	1	11
特別損失	182	_	182	3	185
(減損損失)	17	_	17	_	17
税金費用	6, 695	162	6, 857	494	7, 352
持分法適用会社への投資額	484	_	484	_	484
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	2, 197	236	2, 434	5	2, 439

- (注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、物品等の輸送、現金自動設備の 保守等業務及び保証業務等を含んでおります。
- 4 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する 事項)
 - (1) 報告セグメントの経常収益の合計額と中間連結損益計算書の経常収益計上額

(単位:百万円)

経常収益	金額
報告セグメント計	69, 437
「その他」の区分の経常収益	1, 821
セグメント間取引消去	$\triangle 2,303$
中間連結損益計算書の経常収益	68, 956

- (注) 差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
- (2) 報告セグメントの利益の合計額と中間連結損益計算書の経常利益計上額

(単位:百万円)

	(12:17:17)
利益	金額
報告セグメント計	17, 925
「その他」の区分の利益	1, 242
セグメント間取引消去	△771
中間連結損益計算書の経常利益	18, 396

(3) 報告セグメントの資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額

(単位:百万円)

資産	金額
報告セグメント計	6, 239, 161
「その他」の区分の資産	15, 877
セグメント間取引消去	△45, 193
中間連結貸借対照表の資産合計	6, 209, 845

(4) 報告セグメントの負債の合計額と中間連結貸借対照表の負債計上額

(単位:百万円)

負債	金額
報告セグメント計	5, 855, 895
「その他」の区分の負債	11, 351
セグメント間取引消去	△43, 451
中間連結貸借対照表の負債合計	5, 823, 795

(5) 報告セグメントのその他の項目の合計額と当該項目に相当する科目の中間連結財務諸表計上額

(単位:百万円)

その他の項目	報告セグメント計	その他	調整額	中間連結財務 諸表計上額
減価償却費	3, 128	37	275	3, 441
資金運用収益	48, 837	59	△826	48, 071
資金調達費用	3, 334	0	$\triangle 277$	3, 057
持分法投資利益	28	_	_	28
特別利益	9	1	_	11
特別損失	182	3	_	185
(減損損失)	17	_	_	17
税金費用	6, 857	494	$\triangle 2$	7, 349
持分法適用会社への投資額	484	_	_	484
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	2, 434	5	77	2, 517

- (注) 調整額は、以下のとおりであります。
 - 1 減価償却費の調整額275百万円は、セグメント間相殺消去額及び連結上「有形固定資産」及び「無形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であります。
 - 2 資金運用収益の調整額△826百万円は、セグメント間相殺消去額であります。
 - 3 資金調達費用の調整額△277百万円は、セグメント間相殺消去額であります。

(追加情報)

当中間連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	34, 581	14, 104	9, 760	10, 509	68, 956

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(単位:百万円)

		報告セグメント		その他 合計		
	銀行業	リース業	計			
減損損失	17		17		17	

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	722. 84	766. 05	746. 84
1株当たり中間(当期)純 利益金額	円	17. 45	19. 96	36. 89
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	_	_	_

(注)1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 平成21年9月30日	当中間連結会計期間末 平成22年9月30日	前連結会計年度末 平成22年3月31日
純資産の部の合計額	百万円	363, 406	386, 049	375, 578
純資産の部の合計額 から控除する金額	百万円	6, 536	7, 967	6, 960
(うち少数株主持 分)	百万円	6, 536	7, 967	6, 960
普通株式に係る中間 期末の純資産額	百万円	356, 869	378, 082	368, 617
1株当たり純資産額 の算定に用いられた 中間期末の普通株式 の数	千株	493, 706	493, 545	493, 571

2 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前	中間連結会計期間	当	中間連結会計期間		前連結会計年度
		(自	平成21年4月1日	(自	平成22年4月1日	(自	平成21年4月1日
		至	平成21年9月30日)	至	平成22年9月30日)	至	平成22年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額							
中間(当期)純利益	百万円		8, 616		9, 852		18, 210
普通株主に帰属し ない金額	百万円		_				
普通株式に係る中 間(当期)純利益	百万円		8, 616		9, 852		18, 210
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株		493, 718		493, 552		493, 696

3 なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

				(単位:百万円)
	前第 ⁹ (自 至	2 四半期連結会計期間 平成21年 7 月 1 日 平成21年 9 月30日)	当第: (自 至	2 四半期連結会計期間 平成22年7月1日 平成22年9月30日)
経常収益		35, 976		34, 026
資金運用収益		23, 891		23, 461
(うち貸出金利息)		17, 867		17, 313
(うち有価証券利息配当金)		5, 806		5, 933
役務取引等収益		4, 153		4, 240
その他業務収益		5, 717		5, 822
その他経常収益		2, 214		501
経常費用		28, 833		23, 768
資金調達費用		2, 142		1, 410
(うち預金利息)		1, 887		1, 183
役務取引等費用		1, 139		1, 236
その他業務費用		5, 483		4, 355
営業経費		14, 800		14, 781
その他経常費用	※ 1	5, 267	※ 1	1, 984
経常利益		7, 142		10, 258
特別利益		4		1
償却債権取立益		4		1
特別損失		327		92
固定資産処分損		78		75
減損損失		249		17
税金等調整前四半期純利益		6, 819		10, 167
法人税、住民税及び事業税		4, 027		4, 911
法人税等調整額		$\triangle 1,517$		△1,820
法人税等合計		2, 510		3, 091
少数株主損益調整前四半期純利益		<u>.</u>		7, 076
少数株主利益		263		458
四半期純利益		4, 045		6, 617

前第2四半期連結会計期間	当第2四半期連結会計期間
(自 平成21年7月1日	(自 平成22年7月1日
至 平成21年9月30日)	至 平成22年9月30日)
※1 その他経常費用には、貸出金償却21百万円、貸	※1 その他経常費用には、貸出金償却4百万円、貸
倒引当金繰入額1,342百万円、株式等売却損2,026	倒引当金繰入額△151百万円、株式等売却損952百
百万円、株式等償却330百万円及び貸出債権売却損	万円、株式等償却318百万円及び貸出債権売却損
472百万円を含んでおります。	137百万円を含んでおります。

(1)【中間貸借対照表】

(単位:百万円) 前事業年度の 当中間会計期間末 前中間会計期間末 要約貸借対照表 (平成21年9月30日) (平成22年9月30日) (平成22年3月31日) 資産の部 現金預け金 102, 437 124, 563 100,048 コールローン 22,610 27, 222 47, 341 10, 402 買入金銭債権 10,744 10,613 商品有価証券 2,651 2,079 2,796 金銭の信託 3,929 3,909 3,929 **※**1, **※**7, **※**13 **※**1, **※**7, **※**13 **%**1, **%**7, **%**13 有価証券 1, 944, 439 1,894,412 1, 933, 411 **※**2, **※**3, **※**4, **※**5, **※**6, **%**2, **%**3, **%**4, **%**5, **%**6, **%**2, **%**3, **%**4, **%**5, **%**6, 貸出金 **%**8 **%**8 **※**8 3, 978, 533 3, 997, 695 3, 947, 352 **%**6 2, 954 **%**6 2,612 **%**6 4, 250 外国為替 **※**7 **※**7 **※**7 その他資産 50, 379 48,013 45, 436 **※**9, **※**12 **※**9, **※**12 **※**9, **※**10, **※**12 有形固定資産 67, 243 62,916 64,014 無形固定資産 8,654 8,438 8,489 支払承諾見返 17, 398 19,974 20, 326 貸倒引当金 △52,816 △52, 994 △53,622 資産の部合計 6, 186, 276 6, 145, 431 6, 111, 090 負債の部 預金 **%**7 5, 284, 500 **%**7 5, 380, 108 **%**7 5, 342, 469 譲渡性預金 148, 983 127, 556 90, 189 コールマネー 65, 102 106, 921 5,013 **※**7 債券貸借取引受入担保金 121, 299 179, 435 117, 631 **※**7, **※**11 **%**7, **%**11 借用金 **%**7, **%**11 32, 370 71,880 11,539 外国為替 800 519 803 その他負債 37, 718 36, 146 43, 395 未払法人税等 6,513 6,897 12,886 リース債務 911 707 802 その他の負債 **※**7 30, 293 **※**7 28,540 **※**7 29,705 役員賞与引当金 25 32 66 退職給付引当金 940 1,654 1,321 役員退職慰労引当金 2,094 2, 100 2, 136 睡眠預金払戻損失引当金 1,483 910 1,442 ポイント引当金 64 106 80 偶発損失引当金 398 366 373 繰延税金負債 13,744 11,617 14,748 再評価に係る繰延税金負債 **※**12 **※**12 **※**12 11, 248 11.981 11, 253 19,974 支払承諾 17, 398 20, 326 負債の部合計 5, 758, 576 5, 812, 266 5, 781, 439

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部			
資本金	48, 652	48,652	48, 652
資本剰余金	29, 114	29, 114	29, 114
資本準備金	29, 114	29, 114	29, 114
利益剰余金	224, 528	241, 434	233, 089
利益準備金	43, 548	43, 548	43, 548
その他利益剰余金	180, 980	197, 886	189, 541
圧縮記帳積立金	819	1, 579	1, 579
別途積立金	163, 650	178, 650	163, 650
繰越利益剰余金	16, 510	17, 656	24, 312
自己株式	△727	△787	△777
株主資本合計	301, 567	318, 413	310, 079
その他有価証券評価差額金	37, 400	43, 185	41, 494
繰延ヘッジ損益	$\triangle 0$	△56	$\triangle 56$
土地再評価差額金	^{*12} 13, 547	*12 12, 467	% 12 12, 473
評価・換算差額等合計	50, 946	55, 596	53, 912
純資産の部合計	352, 514	374, 010	363, 992
負債及び純資産の部合計	6, 111, 090	6, 186, 276	6, 145, 431

(単位:百万円)

		(単位・日カロ)
前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
60, 236	59, 069	119, 967
49, 324	48, 777	97, 658
36, 021	34, 830	71, 716
12, 896	13, 542	25, 152
_	_	0
7, 481	7, 521	15, 003
644	1, 193	1, 205
2, 785	1, 577	6, 099
46, 428	41, 886	91, 284
4, 387	3, 043	8, 039
3, 919	2, 616	7, 149
2, 565	2, 777	5, 215
796	_	1, 168
% 1 30, 516	※ 1 30, 337	59, 798
* 2 8, 162	* 2 5, 729	* 2 17, 062
13, 807	17, 183	28, 682
3	8	434
※ 3 382	** 3 182	※ 3 1, 253
13, 428	17, 009	27, 864
6, 581	6, 932	13, 121
△1,686	△238	△3, 021
4, 894	6, 694	10, 099
8, 534	10, 315	17, 764
	(自 平成21年4月1日至 平成21年9月30日) 60,236 49,324 36,021 12,896 7,481 644 2,785 46,428 4,387 3,919 2,565 796 ※1 30,516 ※2 8,162 13,807 3 ※3 382 13,428 6,581 △1,686	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) (日 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) (日 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) (日 平成22年4月1日 至 平成22年3月30日) (日 平成22年3月31日) (日 年 11年3月31日) (日 11年31日31日) (日

(単位:百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の株主 資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	48, 652	48, 652	48, 652
当中間期変動額			
当中間期変動額合計		_	_
当中間期末残高	48, 652	48, 652	48, 652
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	29, 114	29, 114	29, 114
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	<u> </u>	_	_
当中間期末残高	29, 114	29, 114	29, 114
資本剰余金合計			
前期末残高	29, 114	29, 114	29, 114
当中間期変動額			
当中間期変動額合計		_	_
当中間期末残高	29, 114	29, 114	29, 114
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	43, 548	43, 548	43, 548
当中間期変動額			
当中間期変動額合計		_	_
当中間期末残高	43, 548	43, 548	43, 548
その他利益剰余金			
圧縮記帳積立金			
前期末残高	819	1, 579	819
当中間期変動額			
圧縮記帳積立金の積立	_	_	766
圧縮記帳積立金の取崩		_	△6
当中間期変動額合計	_	_	760
当中間期末残高	819	1,579	1,579
別途積立金			
前期末残高	155, 650	163, 650	155, 650
当中間期変動額			
別途積立金の積立	8,000	15, 000	8,000
当中間期変動額合計	8,000	15,000	8,000
当中間期末残高	163, 650	178, 650	163, 650

			(単位・日ガロ)
	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の株主 資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
繰越利益剰余金			
前期末残高	17, 593	24, 312	17, 593
当中間期変動額			
剰余金の配当	$\triangle 1,728$	△1, 974	△3, 456
圧縮記帳積立金の積立	-	-	△766
圧縮記帳積立金の取崩	_	_	6
別途積立金の積立	△8,000	△15,000	△8, 000
中間純利益	8, 534	10, 315	17, 764
自己株式の処分	$\triangle 0$	$\triangle 2$	△15
土地再評価差額金の取崩	111	6	1, 185
当中間期変動額合計	△1, 082	$\triangle 6,655$	6, 718
当中間期末残高	16, 510	17, 656	24, 312
利益剰余金合計			
前期末残高	217, 610	233, 089	217, 610
当中間期変動額			
剰余金の配当	△1,728	△1, 974	△3, 456
圧縮記帳積立金の積立	-	_	_
圧縮記帳積立金の取崩	_	_	_
別途積立金の積立	-	_	_
中間純利益	8, 534	10, 315	17, 764
自己株式の処分	$\triangle 0$	$\triangle 2$	△15
土地再評価差額金の取崩	111	6	1, 185
当中間期変動額合計	6, 917	8, 344	15, 479
当中間期末残高	224, 528	241, 434	233, 089
自己株式			
前期末残高	△711	△777	△711
当中間期変動額			
自己株式の取得	△19	△24	△140
自己株式の処分	3	14	75
当中間期変動額合計	△16	△10	△65
当中間期末残高	△727	△787	△777
株主資本合計			
前期末残高	294, 666	310, 079	294, 666
当中間期変動額	,	,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
剰余金の配当	△1,728	△1, 974	$\triangle 3,456$
中間純利益	8, 534	10, 315	17, 764
自己株式の取得	△19	△24	△140
自己株式の処分	3	11	59
土地再評価差額金の取崩	111	6	1, 185
当中間期変動額合計	6, 901	8, 334	15, 413
当中間期末残高	301, 567	318, 413	310, 079

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の株主 資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	11, 063	41, 494	11,063
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	26, 336	1,690	30, 431
当中間期変動額合計	26, 336	1,690	30, 431
当中間期末残高	37, 400	43, 185	41, 494
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	3	△56	3
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△4	$\triangle 0$	△59
当中間期変動額合計	△4	$\triangle 0$	△59
当中間期末残高	△0	△56	△56
土地再評価差額金			
前期末残高	13, 659	12, 473	13, 659
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△111	$\triangle 6$	△1, 185
当中間期変動額合計	△111	$\triangle 6$	△1, 185
当中間期末残高	13, 547	12, 467	12, 473
評価・換算差額等合計			
前期末残高	24, 726	53, 912	24, 726
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	26, 220	1, 684	29, 185
当中間期変動額合計	26, 220	1, 684	29, 185
当中間期末残高	50, 946	55, 596	53, 912
純資産合計			
前期末残高	319, 392	363, 992	319, 392
当中間期変動額			
剰余金の配当	△1,728	△1,974	△3, 456
中間純利益	8, 534	10, 315	17, 764
自己株式の取得	△19	△24	△140
自己株式の処分	3	11	59
土地再評価差額金の取崩	111	6	1, 185
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	26, 220	1, 684	29, 185
当中間期変動額合計	33, 121	10, 018	44, 599
当中間期末残高	352, 514	374, 010	363, 992

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日	前事業年度 (自 平成21年4月1日
	至 平成21年9月30日)	至 平成22年9月30日)	至 平成22年3月31日)
1 商品有価証券の評	商品有価証券の評価は、	同左	同左
価基準及び評価方法	時価法(売却原価は主とし		
	て移動平均法により算定)		
	により行っております。		
2 有価証券の評価基	(1) 有価証券の評価は、満	(1) 有価証券の評価は、満	(1) 有価証券の評価は、満
準及び評価方法	期保有目的の債券につい	期保有目的の債券につい	期保有目的の債券につい
	ては移動平均法による償	ては移動平均法による償	ては移動平均法による償
	却原価法(定額法)、子会	却原価法(定額法)、子会	却原価法(定額法)、子会
	社株式については移動平	社株式については移動平	社株式については移動平
	均法による原価法、その	均法による原価法、その	均法による原価法、その
	他有価証券のうち時価の	他有価証券のうち時価の	他有価証券のうち時価の
	あるものについては中間	あるものについては中間	あるものについては決算
	決算日の市場価格等に基	決算日の市場価格等に基	日の市場価格等に基づく
	づく時価法(売却原価は	づく時価法(売却原価は	時価法(売却原価は主と
	主として移動平均法によ	主として移動平均法によ	して移動平均法により算
	り算定)、時価のないも	り算定)、時価を把握す	定)、時価を把握するこ
	のについては移動平均法	ることが極めて困難と認	とが極めて困難と認めら
	による原価法又は償却原	められるものについては	れるものについては移動
	価法により行っておりま	移動平均法による原価法	平均法による原価法によ
	<i>t</i> 。	により行っております。	り行っております。
	なお、その他有価証券	なお、その他有価証券	なお、その他有価証券
	の評価差額については、	の評価差額については、	の評価差額については、
	原則として全部純資産直	全部純資産直入法により	全部純資産直入法により
	入法により処理しており	処理しております。	処理しております。
	ます。		
	(2) 有価証券運用を主目的	(2) 同左	(2) 同左
	とする単独運用の金銭の		
	信託において信託財産と		
	して運用されている有価		
	証券の評価は、時価法に		
	より行っております。		
3 デリバティブ取引	デリバティブ取引の評価	同左	同左
の評価基準及び評価	は、時価法により行ってお		
方法	ります。		
4 固定資産の減価償	(1) 有形固定資産(リース	(1) 有形固定資産(リース	(1) 有形固定資産(リース
却の方法	資産を除く)	資産を除く)	資産を除く)
	有形固定資産は、定率	同左	有形固定資産は、定率
	法を採用し、年間減価償		法を採用しております。
	却費見積額を期間により		なお、主な耐用年数は
	按分し計上しておりま		次のとおりであります。
	す。		建物:6年~50年
	なお、主な耐用年数は		その他:3年~20年
	次のとおりであります。		
	建 物:6年~50年 その他:3年~20年		
	ての他・3 午~20年		

	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(2) 無形固定資産(リース	(2) 無形固定資産 (リース	(2) 無形固定資産(リース
	資産を除く)	資産を除く)	資産を除く)
	無形固定資産は、定額	同左	同左
	法により償却しておりま		
	す。なお、自社利用のソ		
	フトウェアについては、		
	行内における利用可能期		
	間(5年)に基づいて償		
	却しております。		
	(3) リース資産	(3) リース資産	(3) リース資産
	所有権移転外ファイナ	同左	同左
	ンス・リース取引に係る		
	「有形固定資産」中のリ		
	ース資産は、リース期間		
	を耐用年数とした定額法		
	によっております。な		
	お、残存価額について		
	は、リース契約上に残価		
	保証の取決めがあるもの		
	は当該残価保証額とし、		
	それ以外のものは零とし		
	ております。	() () balantiti A	
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金
	貸倒引当金は、予め定	同左	同左
	めている償却・引当基準		
	に則り、次のとおり計上		
	しております。		
	破産、特別清算等法的		
	に経営破綻の事実が発生		
	している債務者に係る債 権及びそれと同等の状況		
	にある債務者に係る債権		
	については、債権額から		
	担保の処分可能見込額及		
	び保証による回収可能見		
	込額を控除し、その残額		
	を計上しております。ま		
	た、現在は経営破綻の状		
	況にないが、今後経営破		
	綻に陥る可能性が大きい		
	と認められる債務者に係		
	る債権については、債権		
	額から担保の処分可能見		
	込額及び保証による回収		
	可能見込額を控除し、そ		
	の残額のうち、債務者の		
	支払能力等を総合的に判		
	断し必要と認める額を計		
	上しております。		

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日	前事業年度 (自 平成21年4月1日
至 平成21年9月30日)	至 平成22年9月30日)	至 平成22年3月31日)
貸出条件緩和債権等を		
有する債務者で与信額が		
一定額以上の大口債務者		
のうち、債権の元本の回		
収及び利息の受取りに係		
るキャッシュ・フローを		
合理的に見積もることが		
できる債権については、		
当該キャッシュ・フロー		
を貸出条件緩和実施前の		
約定利子率で割引いた金		
額と債権の帳簿価額との		
差額を貸倒引当金とする		
方法(キャッシュ・フロ		
一 見 積 法 (「D C F		
法」))により引き当て		
ております。		
上記以外の債権につい		
ては、過去の一定期間に		
おける貸倒実績から算出		
した貸倒実績率等に基づ		
き計上しております。		
すべての債権は、資産		
の自己査定基準に基づ		
き、営業関連部署が資産		
査定を実施し、当該部署		
から独立した資産監査部		
署が査定結果を監査して		
おり、その査定結果に基		
づいて上記の引当を行っ		
ております。		
(2) 役員賞与引当金	(2) 役員賞与引当金	(2) 役員賞与引当金
役員賞与引当金は、役	同左	役員賞与引当金は、役
員への賞与の支払いに備		員への賞与の支払いに備
えるため、役員に対する		えるため、役員に対する
賞与の支給見込額のう		賞与の支給見込額のう
ち、当中間会計期間に帰		ち、当事業年度に帰属す
属する額を計上しており		る額を計上しておりま
ます。		す。

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(3) 退職給付引当金	(3) 退職給付引当金	(3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従	同左	退職給付引当金は、従
業員の退職給付に備える	11.02.1.	業員の退職給付に備える
ため、当事業年度末にお		ため、当事業年度末にお
ける退職給付債務及び年		ける退職給付債務及び年
金資産の見込額に基づ		金資産の見込額に基づ
き、当中間会計期間末に		き、必要額を計上してお
おいて発生していると認		ります。また、過去勤務
められる額を計上してお		債務及び数理計算上の差
ります。また、過去勤務		異の費用処理方法は以下のいないです。
債務及び数理計算上の差		のとおりであります。
異の費用処理方法は以下		過去勤務債務:
のとおりであります。		その発生年度の従業
過去勤務債務:		員の平均残存勤務期
その発生年度の従業		間内の一定の年数
員の平均残存勤務期		(10年)による定額法
間内の一定の年数		により損益処理
(10年)による定額法		数理計算上の差異:
により損益処理		各発生年度の従業員
数理計算上の差異:		の平均残存勤務期間
各発生年度の従業員		内の一定の年数(10
の平均残存勤務期間		年)による定額法に
内の一定の年数(10		より按分した額を、
年)による定額法に		それぞれ発生の翌事
より按分した額を、		業年度から損益処理
それぞれ発生の翌事		(会計方針の変更)
業年度から損益処理		当事業年度末から
		「『退職給付に係る会計
		基準』の一部改正(その
		3)」(企業会計基準第
		19号平成20年7月31日)
		を適用しております。
		これにより、従来の方
		法に比べ、未認識数理計
		算上の差異は819百万円
		減少しておりますが、未
		認識数理計算上の差異は
		発生の翌事業年度から費
		用処理することとしてい
		るため、当事業年度の財
		務諸表に与える影響はあ
		りません。
(4) 役員退職慰労引当金	(4) 役員退職慰労引当金	(4) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金	同左	役員退職慰労引当金
は、役員への退職慰労金		は、役員への退職慰労金
の支払いに備えるため、		の支払いに備えるため、
役員に対する退職慰労金		役員に対する退職慰労金
の支給見積額のうち、当		の支給見積額のうち、当
中間会計期間末までに発		事業年度末までに発生し
生していると認められる		ていると認められる額
額(内規に基づく中間会		(内規に基づく期末支給
計期間末支給見込額)を		見込額)を計上しており
計上しております。		ます。
 		

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(5) 睡眠預金払戻損失引当	(5) 睡眠預金払戻損失引当	(5) 睡眠預金払戻損失引当
金	金	金
睡眠預金払戻損失引当	<u>**</u> 同左	<u>业</u> 同左
金は、負債計上を中止し	H)	H.Z.
た預金について、預金者		
からの払戻請求に備える		
ため、将来の払戻請求に		
応じて発生する損失を見 ・		
積り必要と認める額を計		
上しております。	(2) 20 2. 27116 6	(2) 20 2. 27116 6
(6) ポイント引当金	(6) ポイント引当金	(6) ポイント引当金
ポイント引当金は、ク	ポイント引当金は、ク	ポイント引当金は、ク
レジットカード会員に付	レジットカード会員に付	レジットカード会員に付
与したポイントが将来使用された場合の会担に借	与したポイントが将来使 田された担合の台担に借	与したポイントが将来使用された場合の会担に借
用された場合の負担に備	用された場合の負担に備	用された場合の負担に備
え、将来使用される見込	え、将来使用される見込	え、将来使用される見込 額を合理的に見積り、必
額を合理的に見積り、必 要と認められる額を計上	観を合理的に見積り、必要と認められる額を計上	額を合理的に見積り、必 要と認められる額を計上
安と認められる顔を訂工 しております。	しております。	しております。
(追加情報)		じておりより。 (追加情報)
従来、クレジットカー		(足が情報)
ド会員に付与したポイン		ド会員に付与したポイン
トの使用に伴う費用は、		トの使用に伴う費用は、
支出時に費用処理してお		支出時に費用処理してお
りましたが、ポイント付		りましたが、ポイント付
与残高の重要性が増加し		与残高の重要性が増加し
たことに伴い、当中間会		たことに伴い、当事業年
計期間からクレジットカ		度からクレジットカード
ード会員に付与したポイ		会員に付与したポイント
ントが将来使用された場		が将来使用された場合の
合の負担に備え、将来使		負担に備え、将来使用さ
用される見込額を合理的		れる見込額を合理的に見
に見積り、必要と認めら		積り、必要と認められる
れる額をポイント引当金		額をポイント引当金とし
として計上しておりま		て計上しております。
す。		これにより、従来の方
これにより、従来の方		法に比べ、営業経費が80
法に比べ、営業経費が64		百万円増加し、経常利益
百万円増加し、経常利益		及び税引前当期純利益は
及び税引前中間純利益は		同額減少しております。
同額減少しております。		
(7) 偶発損失引当金	(7) 偶発損失引当金	(7) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信	同左	同左
用保証協会に対する責任		
共有制度負担金の支払い		
に備えるため、過去の実		
績に基づき、将来の支払 見は短さましておりま		
見込額を計上しておりま		
す。	<u> </u>	<u> </u>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
6 外貨建資産及び負 債の本邦通貨への換	外貨建資産・負債及び海 外支店勘定は、取得時の為	同左	外貨建資産・負債及び海 外支店勘定は、取得時の為
算基準	替相場による円換算額を付		替相場による円換算額を付
31 22 1	す子会社株式を除き、主と		す子会社株式を除き、主と
	して中間決算日の為替相場		して決算日の為替相場によ
	による円換算額を付してお		る円換算額を付しておりま
	ります。		す。
7 リース取引の処理	所有権移転外ファイナン	同左	同左
方法	ス・リース取引のうち、リ		
	ース取引開始日が平成20年		
	4月1日前に開始する事業		
	年度に属するものについて		
	は、通常の賃貸借取引に準		
	じた会計処理によっており		
	ます。		
8 ヘッジ会計の方法	(イ)金利リスク・ヘッジ	(イ) 金利リスク・ヘッジ	(イ) 金利リスク・ヘッジ
	金融資産・負債から生	同左	同左
	じる金利リスクに対する		
	ヘッジ会計の方法は、		
	「銀行業における金融商		
	品会計基準適用に関する		
	会計上及び監査上の取扱		
	い」(日本公認会計士協		
	会業種別監査委員会報告		
	第24号)に規定する繰延		
	ヘッジによっておりま		
	す。ヘッジ有効性評価の		
	方法については、相場変		
	動を相殺するヘッジにつ		
	いて、ヘッジ対象となる		
	預金・貸出金等とヘッジ		
	手段である金利スワップ		
	取引等を一定の残存期間		
	毎にグルーピングのうえ		
	特定し評価しておりま		
	す。		
	また、一部の資産・負		
	債については、金利スワ		
	ップの特例処理を行って		
	おります。		
	(ロ) 為替変動リスク・ヘ	(ロ) 為替変動リスク・ヘ	(ロ) 為替変動リスク・ヘ
	ッジ	ッジ	ッジ
	外貨建金融資産・負債	同左	同左
	から生じる為替変動リス		
	クに対するヘッジ会計の		
	方法は、「銀行業におけ		
	る外貨建取引等の会計処		
	理に関する会計上及び監		
	査上の取扱い」(日本公		
	認会計士協会業種別監査		
	委員会報告第25号)に規		
	定する繰延ヘッジによっ		
	ております。		
L	<u> </u>	l	I

	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
	(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日	(自 平成21年4月1日
	至 平成21年9月30日)	至 平成22年9月30日)	至 平成22年3月31日)
	ヘッジ有効性評価の方		
	法については、外貨建金		
	銭債権債務等の為替変動		
	リスクを減殺する目的で		
	行う通貨スワップ取引及		
	び為替スワップ取引等を		
	ヘッジ手段とし、ヘッジ		
	対象である外貨建金銭債		
	権債務等に見合うヘッジ		
	手段の外貨ポジション相		
	当額が存在することを確		
	認することによりヘッジ		
	の有効性を評価しており		
	ます。		
9 消費税等の会計処	消費税及び地方消費税の	同左	同左
理	会計処理は、税抜方式によ		
	っております。		
10 税効果会計に関す	中間会計期間に係る納付	同左	
る事項	税額及び法人税等調整額		
	は、当期において予定して		
	いる剰余金の処分による圧		
	縮記帳積立金の積立て及び		
	取崩しを前提として、当中		
	間会計期間に係る金額を計		
	算しております。		

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年9月30日)	至 平成22年9月30日)	至 平成22年3月31日)
	(資産除去債務に関する会計基準) 当中間会計期間から「資産除去 債務に関する会計基準」(企業会 計基準第18号平成20年3月31日) 及び「資産除去債務に関する会計 基準の適用指針」(企業会計基準 適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 なお、これによる影響はありません。	(金融商品に関する会計基準) 当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、有価証券は493百万円増加、その他有価証券評価差額金は294百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ106百万円増加しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)

- ※1 関係会社の株式(及び出資額)総額 2,989百万円
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額 は12,355百万円、延滞債権額は 70,540百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の事 由により元本又は利息の取立て 又は弁済の見込みがないもの して未収利息を計上しなかった 貸出金(貸倒償却を行ったた 貸出金」という。)のうち、 貸出金」という。)のうち上 人税法施行令(昭和40年政 97号)第96条第1項第3号の付 がられまでに掲げる事由又は同 項第4号に規定する事由が ている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は2,239百万円であり ます。

> なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は10,435百万円でありま す。

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

当中間会計期間末 (平成22年9月30日)

- ※1 関係会社の株式(及び出資額)総額 2,925百万円
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額 は11,922百万円、延滞債権額は 61,420百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の事 由により元本又は利息の取立て 又は弁済の見込みがないもの として未収利息を計上しなかった 貸出金(貸倒償却を行ったを 貸出金」という。)のうち、 貸出金」という。)のうち、 人税法施行令(昭和40年政今の り7号)第96条第1項第3号のイ からホまでに掲げる事由又は同 項第4号に規定する事由が生じ ている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は1,727百万円であり ます。

> なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は12,725百万円でありま

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

前事業年度末 (平成22年3月31日)

- ※1 関係会社の株式(及び出資額)総額 2,951百万円
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額 は11,433百万円、延滞債権額は 63,987百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の取立とその他の立 とこれを関係していることをのして というの見込みがないものと は一年収利息を計上しなかった は出金(貸倒償却を行った部分と は出金(貸倒償却を行った部上人 は出金」という。)のうち、法人税 法施行令(昭和40年政令第97号) 第96条第1項第3号のイから本 よでに規定する事由が生じている 貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は1,383百万円でありま す。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は8,825百万円でありま す。

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 95,571百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

- ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以号引監査委員会報告第24号。) に基づき金融取引とに表ります。これに買りとして処理しております。これに買りとよりを対しておりますが、で見対に、売却又は(再)でよりますが、でありますが、での額面金額は、43,464百万円であります。
- ※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 554,193百万円 担保資産に対応する債務

預金 27,144百万円 債券貸借取引受入担保金

117,631百万円

借用金 64,279百万円 その他の負債 412百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、有価証券 78,169百万円及びその他資産5

百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証 金は1,268百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種 別監査委員会報告第24号に基づ き金融取引として処理しており ますが、当中間会計期間中にお ける取引はありません。

当中間会計期間末 (平成22年9月30日)

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 87,796百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

- ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「種別監査委員会報告第24号」としてもり。)に基づき金融取引として処理しております。これに買り受け入れた商業手形及の明為替は、売却又は(再)でより受け入れた方法で自由に処分で、を権利を有しておりますが、その額面金額は、45,212百万円であります。
- ※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 483,520百万円 担保資産に対応する債務

預金 30,126百万円 債券貸借取引受入担保金

121,299百万円

借用金 8,000百万円 その他の負債 381百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、有価証券 80,250百万円及びその他資産5 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は1,466百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種 別監査委員会報告第24号に基づ き金融取引として処理しており ますが、当中間会計期間中にお ける取引はありません。

前事業年度末 (平成22年3月31日)

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 85,630百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

- ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下重視別監査委員会報告第24号。以下重視別監査委員会報告第24号」としてもりまず。これに買りでありますが、売却又は(再)で表別を有しておりますが、その額面金額は、47,164百万円であります。
- ※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 526,565百万円 担保資産に対応する債務

預金 208,167百万円 債券貸借取引受入担保金

179,435百万円

借用金 24,800百万円 その他の負債 147百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、有価証券 77,634百万円及びその他資産 5 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は1,278百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種 別監査委員会報告第24号に基づ き金融取引として処理しており ますが、当事業年度中における 取引はありません。 前中間会計期間末 (平成21年9月30日)

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規を受けた場合に、契約上規をされた条件について違反が資金を貸付けることを約する契約に登す。これらの契約に係る高資未実行残高は、1,094,005百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が1,047,531百万円あ

ります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行の将 来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融 情勢の変化、債権の保全及びそ の他相当の事由があるときは、 当行が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額 をすることができる旨の条項が 付けられております。また、契 約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求す るほか、契約後も定期的に予め 定めている行内手続に基づき顧 客の業況等を把握し、必要に応 じて契約の見直し、与信保全上 の措置等を講じております。

※9 有形固定資産の減価償却累計額58,201百万円

※11 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金7,000百万円が含まれており ます。 当中間会計期間末 (平成22年9月30日)

8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反が資金で資付けることを約する契約に係る最資未実行残高は、1,142,294百万円であります。このうちの契約に無条件で取消間が1年以内のもの(又可能なもの)が1,100,644百万円あります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行の将 来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融 情勢の変化、債権の保全及びそ の他相当の事由があるときは、 当行が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額 をすることができる旨の条項が 付けられております。また、契 約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求す るほか、契約後も定期的に予め 定めている行内手続に基づき顧 客の業況等を把握し、必要に応 じて契約の見直し、与信保全上 の措置等を講じております。

※9 有形固定資産の減価償却累計額59,450百万円

※11 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金3,000百万円が含まれており ます。 前事業年度末 (平成22年3月31日)

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がな金で入一定の限度額まで資約に多いで変勢であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,182,261百万円であります。このうちの収入は、1,143,060百万円あります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行の将 来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融 情勢の変化、債権の保全及びそ の他相当の事由があるときは、 当行が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額 をすることができる旨の条項が 付けられております。また、契 約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求す るほか、契約後も定期的に予め 定めている行内手続に基づき顧 客の業況等を把握し、必要に応 じて契約の見直し、与信保全上 の措置等を講じております。

- ※9 有形固定資産の減価償却累計額59,291百万円
- ※10 有形固定資産の圧縮記帳額3,725百万円

(当事業年度圧縮記帳額

一百万円)

※11 借入金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金7,000百万円が含まれており ます。

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年 3 月31日)
※12 土地の再評価に関する法律	※12	※12 土地の再評価に関する法律
(平成10年3月31日公布法律第	7.12	(平成10年3月31日公布法律第
34号)に基づき、事業用の土地		34号)に基づき、事業用の土地
の再評価を行い、評価差額につ		の再評価を行い、評価差額につ
いては、当該評価差額に係る税		いては、当該評価差額に係る税
金相当額を「再評価に係る繰延		金相当額を「再評価に係る繰延
税金負債」として負債の部に計		税金負債」として負債の部に計
上し、これを控除した金額を		上し、これを控除した金額を
「土地再評価差額金」として純		「土地再評価差額金」として純
資産の部に計上しております。		資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日		再評価を行った年月日
平成10年3月31日		平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める		同法律第3条第3項に定める
再評価の方法		再評価の方法
土地の再評価に関する法		土地の再評価に関する法
律施行令(平成10年3月31		律施行令(平成10年3月31
日公布政令第119号)第2条		日公布政令第119号)第2条
第4号に基づいて、路線価		第4号に基づいて、路線価
に奥行価格補正等の合理的		に奥行価格補正等の合理的
な調整を行って算出。		な調整を行って算出。
		同法律第10条に定める再評価
		を行った事業用の土地の当事業
		年度末における時価の合計額と
		当該事業用の土地の再評価後の
		帳簿価額の合計額との差額
		18,312百万円
※13 有価証券中の社債のうち、有	※13 有価証券中の社債のうち、有	※13 有価証券中の社債のうち、有
価証券の私募(金融商品取引法	価証券の私募(金融商品取引法	価証券の私募(金融商品取引法
第2条第3項)による社債に対	第2条第3項)による社債に対	第2条第3項)による社債に対
する当行の保証債務の額は	する当行の保証債務の額は	する当行の保証債務の額は
27,100百万円であります。	20,295百万円であります。	23,917百万円であります。

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

りであります。 有形固定資産 1,882百万円

有形固定資產 1,882百万円 無形固定資產 1,263百万円

減価償却実施額は下記のとお

- ※2 その他経常費用には、貸倒引 当金繰入額2,996百万円、株式 等償却331百万円及び貸出債権 売却損530百万円を含んでおり ます。
- ※3 当中間会計期間において、以下の有形固定資産について減損 損失を計上しております。

(単位:百万円)

	(-	+ 1½ · L	1/2/1/
地域	主な	種類	減損
	用途		損失
	営業用店舗	建物	21
群馬	1ヶ所	是物	21
県外	営業用店舗	土地	227
	1ヶ所	1.76	221
合計	_		249

これらの営業用店舗は、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(249百万円)として特別損失に計上しております。

営業用店舗等については、 個別に継続的な収支の把握としていることから原動とにが で支店単位で、遊休資産について を資産単位でグルー、 電算をはております。ま寮・社 で、厚生施設等について本 生みしたさないことから共用 産としております。

なお、当中間会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は主として不動産鑑定評価基準に基づいて算出しております。

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。

有形固定資產 1,613百万円 無形固定資產 1,334百万円

- ※2 その他経常費用には、貸倒引 当金繰入額2,896百万円、株式 等償却326百万円及び貸出債権 売却損140百万円を含んでおり ます。
- ※3 当中間会計期間において、以下の有形固定資産について減損 損失を計上しております。

(単位:百万円)

地域	主な	種類	減損
	用途		損失
群馬	営業用店舗	建物	17
県内	1ヶ所	Æ	11
合計	_	_	17

上記の営業用店舗は、営業 キャッシュ・フローの低下に より資産グループの帳簿価額 を回収可能価額まで減額し、 当該減少額を減損損失(17百 万円)として特別損失に計上 しております。

営業用店舗等については、 個別に継続的な収支の把握と 行っていることが修資産単位で大店単位で、遊休資産単位でが いては各資産単位でグルー、 電算セングしております。ま寮について 電集施設等について中本 生みしたキャッシュ・から共用 産としております。 産としております。

なお、当中間会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は主として不動産鑑定評価基準に基づいて算出しております。

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

- ※2 その他経常費用には、貸出金 償却295百万円、貸倒引当金繰 入額5,608百万円、株式等償却 367百万円及び貸出債権売却損 1,235百万円を含んでおりま
- ※3 当事業年度において、以下の 有形固定資産について減損損失 を計上しております。

(単位:百万円)

地域	主な	種類	減損
	用途		損失
群馬	遊休資産 1ヶ所	建物	51
県内	遊休資産 2ヶ所	土地	504
	営業用店舗等 3ヶ所	建物	43
群馬 県外	営業用店舗等 2ヶ所	土地	239
	遊休資産 2ヶ所	土地	3
合計	_	_	842

これらの営業用店舗等は、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(842百万円)として特別損失に計上しております。

営業用店舗等については、 個別に継続的な収支の把握と 行っていることから原産 でで、遊休資産単位で ででは各資産単位でグルー、 ではております。ま寮・ で、電算センター、、てロー ので、厚生施設等については 生みとしたきないことから 生みしております。 を資としております。

なお、当事業年度において 減損損失の測定に使用した回 収可能価額は正味売却価額で あり、正味売却価額は主とし て不動産鑑定評価基準に基づ いて算出しております。 (中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1, 149	38	5	1, 181	(注)
合計	1, 149	38	5	1, 181	

(注) 自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。 単元未満株式の買取請求による増加38千株。 単元未満株式の買増請求による減少5千株。

Ⅱ 当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1, 316	50	24	1, 342	(注)
合計	1, 316	50	24	1, 342	

(注) 自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加50千株。

単元未満株式の買増請求による減少24千株。

Ⅲ 前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1, 149	293	125	1, 316	(注)
合計	1, 149	293	125	1, 316	

(注) 自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加293千株。

単元未満株式の買増請求による減少125千株。

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

- 1 ファイナンス・リース取引
- (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引
 - ① リース資産の内容
 - (ア)有形固定資産

主として、工作機械及び自動 車等であります。

(イ)無形固定資産

該当事項はありません。

- ②リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本 となる重要な事項「4 固定資産 の減価償却の方法」に記載のとお りであります。
- (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に 準じて会計処理を行っている所有 権移転外ファイナンス・リース取 引
 - ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 会計期間末残高相当額

取得価額相当額

有形固定資産 1,880百万円 無形固定資産 666百万円 合計 2,546百万円

減価償却累計額相当額

有形固定資産 1,009百万円 無形固定資産 346百万円 合計 1,356百万円

中間会計期間末残高相当額

有形固定資産 870百万円 無形固定資産 319百万円 合計 1,190百万円

・未経過リース料中間会計期間末 残高相当額

1年内511百万円1年超761百万円合計1,273百万円

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料293百万円減価償却費相当額253百万円支払利息相当額43百万円

・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によっております。 当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

- 1 ファイナンス・リース取引
- (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引
 - ① リース資産の内容
 - (ア)有形固定資産

主として、現金自動預金支払 機及び自動車等であります。

(イ)無形固定資産

同左

- ②リース資産の減価償却の方法 同左
- (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に 準じて会計処理を行っている所有 権移転外ファイナンス・リース取 引
 - ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 会計期間末残高相当額

取得価額相当額

有形固定資産 1,818百万円 無形固定資産 663百万円 合計 2,481百万円

減価償却累計額相当額

有形固定資産 1,311百万円 無形固定資産 475百万円 合計 1,787百万円

中間会計期間末残高相当額

有形固定資産 507百万円 無形固定資産 187百万円 合計 694百万円

・未経過リース料中間会計期間末 残高相当額

1年内486百万円1年超275百万円合計761百万円

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料259百万円減価償却費相当額247百万円支払利息相当額27百万円

・減価償却費相当額の算定方法 同左 前事業年度

至 平成22年3月31日)

- 1 ファイナンス・リース取引
- (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引
 - ① リース資産の内容
 - (ア)有形固定資産

主として、工作機械及び自動 車等であります。

(イ)無形固定資産

同左

- ②リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4 固定資産 の減価償却の方法」に記載のとお りであります。
- (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に 準じて会計処理を行っている所有 権移転外ファイナンス・リース取
 - ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び期末 残高相当額

取得価額相当額

有形固定資産 1,880百万円 無形固定資産 666百万円 合計 2,546百万円

減価償却累計額相当額

有形固定資産 1,192百万円 無形固定資産 412百万円 合計 1,604百万円

期末残高相当額

有形固定資産 688百万円 無形固定資産 253百万円 合計 941百万円

・未経過リース料期末残高相当額 1年内 519百万円 1年超 501百万円

合計 1,021百万円

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料582百万円減価償却費相当額501百万円支払利息相当額79百万円

・減価償却費相当額の算定方法 同左

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の	同左	同左	
取得価額相当額との差額を利息			
相当額とし、各期への配分方法			
については、利息法によってお			
ります。			
リース資産に配分された減損損失	リース資産に配分された減損損失	リース資産に配分された減損損失	
はありませんので、項目等の記載は	はありませんので、項目等の記載は	はありませんので、項目等の記載は	
省略しております。	省略しております。	省略しております。	
2 オペレーティング・リース取引	2 オペレーティング・リース取引	2 オペレーティング・リース取引	
・オペレーティング・リース取引	・オペレーティング・リース取引	・オペレーティング・リース取引	
のうち解約不能のものに係る未	のうち解約不能のものに係る未	のうち解約不能のものに係る未	
経過リース料	経過リース料	経過リース料	
1 年内 39百万円	1 年内 36百万円	1 年内 40百万円	
1 年超 292百万円	1 年超 235百万円	1 年超 281百万円	
合計 331百万円	合計 271百万円	合計 321百万円	

(有価証券関係)

- I 前中間会計期間末(平成21年9月30日現在) 子会社及び関連会社株式で時価のあるもの 該当事項はありません。
- Ⅱ 当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

子会社及び関連会社株式

時価のあるものは該当ありません。なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と 認められる子会社株式及び関連会社株式は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	
子会社株式	2, 925	

Ⅲ 前事業年度末(平成22年3月31日現在)

子会社及び関連会社株式

時価のあるものは該当ありません。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社 株式及び関連会社株式は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	
子会社株式	2, 951	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(4) 【信託財産残高表】

資産						
科目	前中間会計期間末(平成21年9月30日)		当中間会計期間末(平成22年9月30日)			
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)		
現金預け金	15	100.00	11	100.00		
合計	15	100.00	11	100.00		

負債					
科目	前中間会計期間末(平成21年9月30日)		当中間会計期間末(平成22年9月30日)		
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
金銭信託	15	100.00	11	100.00	
合計	15	100.00	11	100.00	

- (注) 1 共同信託他社管理財産については、前中間会計期間末及び当中間会計期間末の取扱残高はありません。
 - 2 元本補てん契約のある信託については、前中間会計期間末及び当中間会計期間末の取扱残高はありません。

4 【その他】

中間配当

平成22年11月12日開催の取締役会において、第126期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額

1,727百万円

1株当たりの中間配当金

3円50銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成21年11月25日

株式会社 群 馬 銀 行 取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社群馬銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査 法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損な うような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続 等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査 の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社群馬銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

^{※1} 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成22年11月25日

株式会社 群 馬 銀 行 取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 根 津 昌 史 ⑩ 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社群馬銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社群馬銀行及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

^{※1} 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成21年11月25日

株式会社 群 馬 銀 行 取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 内 正 彦 啣 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社群馬銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第125期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査 法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような 重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心 とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果と して中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に準拠して、株式会社群馬銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計 期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認 める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

^{※1} 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提 出会社)が別途保管しております。

² 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成22年11月25日

株式会社 群 馬 銀 行 取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 根 津 昌 史 ⑩ 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社群馬銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第126期事業年度の中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査 法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような 重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心 とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果と して中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に準拠して、株式会社群馬銀行の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計 期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認 める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

^{※1} 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出日】 平成22年11月25日

【会社名】 株式会社 群馬銀行

【英訳名】 The Gunma Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役頭取 四 方 浩

【最高財務責任者の役職氏名】 ―

【本店の所在の場所】 群馬県前橋市元総社町194番地

【縦覧に供する場所】 株式会社群馬銀行 東京支店

(東京都中央区日本橋二丁目3番21号)

株式会社群馬銀行 大宮支店

(埼玉県さいたま市大宮区下町二丁目1番地1)

株式会社群馬銀行 宇都宮支店

(栃木県宇都宮市大通り二丁目2番1号)

株式会社群馬銀行 大阪支店

(大阪府大阪市中央区備後町四丁目1番3号)

株式会社 東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 宇都宮支店及び大阪支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜 のため確認書を縦覧に供するものであります。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行代表取締役頭取 四方 浩は、当行の第126期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。